

東久留米市 第 5 次長期総合計画 後期基本計画 (案)第一稿

みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米

東久留米市

東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画 目次

はじめに

1 後期基本計画策定の趣旨	6
2 総合計画の概要	7
1.第5次長期総合計画の構成	7
2.後期基本計画の期間	7
3 施策の体系	8
4 基本計画の見方	10
5 市民意見の聴取	12

基本構想実現のために

I 協働によるまちづくりの推進	15
I – 1 市民協働の推進	15
I – 2 市民参加の推進に向けた情報の共有	16
II 互いに尊重しあえる意識の醸成	17
II – 1 平和意識の醸成と基本的人権の尊重	17
II – 2 男女共同参画の推進	18
III 持続可能な行財政運営	19
III – 1 行政改革の推進	19
III – 2 計画的な財政運営	21
III – 3 人材の育成と活用	23

共に創るにぎわいあふれるまち

1 地域経済の活性化	25
1 – 1 商工業の活性化及び新たな産業などの創出	25
2 都市農業の振興	27
2 – 1 都市農業の活性化	27

3 地域力の向上.....	29
3-1 コミュニティ活動への支援	29
4 生涯学習の推進	31
4-1 生涯学習活動の充実	31
4-2 図書館サービスの充実	33
4-3 文化財の保護・活用.....	35
4-4 市民スポーツの振興.....	37

安心して快適にすごせるまち

1 安全・安心な地域づくり	40
1-1 災害対策の充実	40
1-2 防犯対策の充実.....	42
1-3 交通安全の推進.....	44
1-4 消費生活の向上.....	46
2 快適な住環境整備の推進.....	47
2-1 道路の整備	47
2-2 都市的大土地利用と良好な住環境の形成	49
2-3 交通環境の充実	51
2-4 公共下水道の維持管理・整備.....	53

いきいきと健康に暮らせるまち

1 支え合う地域福祉の推進	56
1-1 地域福祉基盤の育成・強化.....	56
1-2 生活の安定と自立に向けた支援.....	58
2 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり	60
2-1 交流の場と安全の確保	60
2-2 自立生活への支援	61

2-3 介護保険制度の運営.....	63
3 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり.....	65
3-1 日常生活への支援.....	65
3-2 日中活動への支援	67
3-3 障害児への療育支援.....	69
4 健やかな生活を支える保健医療の推進.....	71
4-1 保健医療体制の充実	71
4-2 健康づくりの推進	72
4-3 医療保険制度の運営.....	74

子どもが豊かに成長できるまち

1 子どもを安心して生み育てられる環境づくり	77
1-1 幼児教育・保育の充実	77
1-2 親と子の健康の確保及び増進.....	79
1-3 子育て家庭の経済的負担の軽減	81
1-4 家庭・地域における子育て支援	83
2 子どもの未来を育む学校づくり	85
2-1 人権尊重と健やかな心と体の育成.....	85
2-2 確かな学力の育成	87
2-3 信頼される学校づくり	89

自然と共生する環境にやさしいまち

1 水と緑を守り育てる環境づくり	92
1-1 水と緑の保全と活用	92
2 地球環境にやさしくらしづくり	94
2-1 総合的環境施策の推進	94
2-2 循環型社会形成の推進.....	96

資料編

東久留米市第5次長期総合計画 基本構想	99
後期基本計画と SDGs との関係	103
東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会	105
東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱	107
主な市民参加事業の実施概要	110
用語集	120

はじめに

1 後期基本計画策定の趣旨

東久留米市では、令和3年に「東久留米市第5次長期総合計画基本構想・基本計画」を策定しました。同基本構想は、「東久留米市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにするものであり、計画的な行政運営の指針となるもの」として、目標年次を令和12年においています。また、同基本計画(前期基本計画)は、「基本構想の目標達成に向けた取り組みが創意工夫のもとになされていくよう、分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示すとともに、諸政策を総合的に体系化するもの」として、令和3年度から5年間を計画期間としています。その後、前期基本計画の進捗状況、法令の改正、社会・経済情勢や市民ニーズの変化などを勘案して、後続する令和8年度からの5年間の計画を策定することにより、「東久留米市第5次長期総合計画」(以下「第5次長期総合計画」という。)を一体的に策定することとしています。

前期基本計画の策定から5年が経過する中で、人口減少は緩やかに続いている、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、情報通信技術の急速な発展によるDXの進展、ライフスタイルに対する意識の多様化、人生100年時代と言われる長寿社会の到来、公共施設等社会インフラの老朽化への喫緊の対応、地球温暖化の影響による災害の激甚化、脱炭素社会を目指すGXの推進、地政学的なリスク等による世界的なエネルギー価格や物価の高騰など、市を取り巻く情勢・環境は年々変化し続けています。

こうした急激な変化の中、令和12年度までの基本構想・基本計画を推進していくため、新たに「第5次長期総合計画 後期基本計画」を策定するものです。

後期基本計画は、前期基本計画の評価および進捗状況を踏まえ、令和12年までの5年間に推進しようとする基本的な施策を体系的に取りまとめ、各基本的な施策に基本的な事業を位置づけ、各基本的な事業における現状と課題を踏まえて、取り組みの基本的な方向性や関連する個別計画などを示しているものです。

また、各分野の個別計画などに位置づけられた計画の主なもの、施政方針等で示されたもの、制度改正による行政課題などを整理し、基本計画を補完する資料として、予定計画事業が存在します。

2 総合計画の概要

1. 第5次長期総合計画の構成

第5次長期総合計画は、基本構想・基本計画から構成され、東久留米市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられるものです。

(1) 基本構想

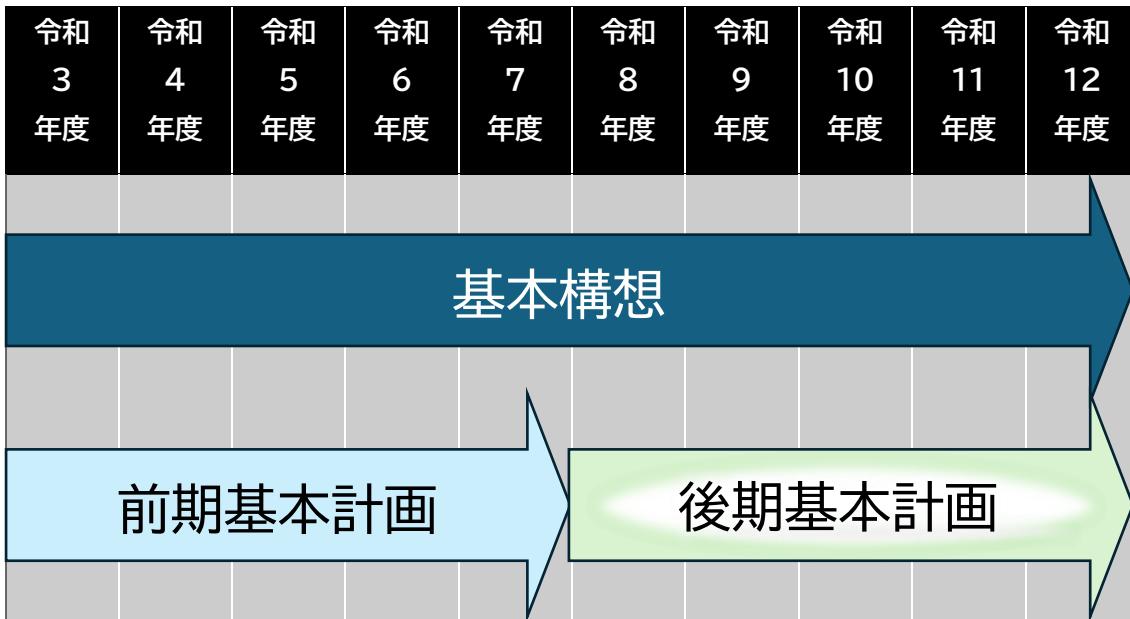
基本構想は、東久留米市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにするものであり、計画的な行政運営の指針となるものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想の目標達成に向けた取り組みが創意工夫のもとになされていくよう、分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

2. 後期基本計画の期間

後期基本計画の期間は、基本構想の目標年次である令和12年までの10年間のうち、前期5年間経過後の令和8年度から令和12年度とします。



3 施策の体系

基本構想実現のために

I.協働によるまちづくりの推進

- I-1 市民協働の推進
- I-2 市民参加の推進に向けた情報の共有

II.互いに尊重しあえる意識の醸成

- II-1 平和意識の醸成と基本的人権の尊重
- II-2 男女共同参画の推進

III.持続可能な行財政運営

- III-1 行政改革の推進
- III-2 計画的な財政運営
- III-3 人材の育成と活用

共に創るにぎわいあふれるまち

1.地域経済の活性化

- 1-1 商工業の活性化及び新たな産業などの創出

2.都市農業の振興

- 2-1 都市農業の活性化

3.地域力の向上

- 3-1 コミュニティ活動への支援

4.生涯学習の推進

- 4-1 生涯学習活動の充実
- 4-2 図書館サービスの充実
- 4-3 文化財の保護・活用
- 4-4 市民スポーツの振興

安心して快適にすごせるまち

1.安全・安心な地域づくり

- 1-1 災害対策の充実
- 1-2 防犯対策の充実
- 1-3 交通安全の推進
- 1-4 消費生活の向上

2.快適な住環境整備の推進

- 2-1 道路の整備
- 2-2 都市的大土地利用と良好な住環境の形成
- 2-3 交通環境の充実
- 2-4 公共下水道の維持管理・整備

いきいきと健康に暮らせるまち

- 1. 支え合う地域福祉の推進
 - 1-1 地域福祉基盤の育成・強化
 - 1-2 生活の安定と自立に向けた支援
- 2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり
 - 2-1 交流の場と安全の確保
 - 2-2 自立生活への支援
 - 2-3 介護保険制度の運営
- 3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり
 - 3-1 日常生活への支援
 - 3-2 日中活動への支援
 - 3-3 障害児への療育支援
- 4. 健やかな生活を支える保健医療の推進
 - 4-1 保健医療体制の充実
 - 4-2 健康づくりの推進
 - 4-3 医療保険制度の運営

子どもが豊かに成長できるまち

- 1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり
 - 1-1 幼児教育・保育の充実
 - 1-2 親と子の健康の確保及び増進
 - 1-3 子育て家庭の経済的負担の軽減
 - 1-4 家庭・地域における子育て支援
- 2. 子どもの未来を育む学校づくり
 - 2-1 人権尊重と健やかな心と体の育成
 - 2-2 確かな学力の育成
 - 2-3 信頼される学校づくり

自然と共生する環境にやさしいまち

- 1. 水と緑を守り育てる環境づくり
 - 1-1 水と緑の保全と活用
- 2. 地球環境にやさしくらしづくり
 - 2-1 総合的環境施策の推進
 - 2-2 循環型社会形成の推進

4 基本計画の見方

基本計画のページは以下のような構成となっています。

**SDGsの
17のゴール**
各施策と関連するSDGsの17のゴールを掲載しています。

現状と課題
基本的な事業に関する、市の現状と課題を掲載しています。

SDGsの17のゴール

各施策と関連するSDGsの17のゴールを掲載しています。

現状と課題

基本的な事業に関する、市の現状と課題を掲載しています。

基本的な施策

3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

■ SDGsの17のゴール

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17

基本的な事業 3-1 日常生活への支援

■ 現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれます。本市では、差別解消に向けた啓発事業に対して支援を行っています。国の「改正障害者差別解消法」が、令和6年4月に施行され、事業者による障害がある人への合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、引き続き社会全体で障害への理解を深め、差別解消に向けた取り組みを推進していく必要があります。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身近な相談場所があり、福祉サービスが受けられる環境が必要です。本市では、障害者の自立と社会参加の支援を総合的かつ計画的に取り組むため、令和6年2月に「障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、支援を進めています。この計画に基づき、障害のある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会のさまざまな活動に参加して、自己実現できる地域社会を目指していく必要があります。

近年の障害の多様化や、障害者の高齢化、重度化など、複雑化するニーズに対応していくためには、各事業所や支援機関が連携して支援する体制づくりの構築が求められます。

障害者が安全・安心に暮らすためには、公共施設などのバリアフリー化が必要であり、災害時に支援が必要な障害者の把握及び支援内容について、障害福祉サービス事業所などと連携し、検討を進める必要があります。

基本的な方向性
基本的な事業における現状と課題をふまえた今後の方向性を掲載しています。

関連する個別計画など
基本的な事業に関連する市の個別計画等を掲載しています。

■ 基本的な方向性

- ・差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂(インクルーシブ)な社会の実現に向け、意識啓発に努めます
- ・障害福祉人材の確保を図り、あわせて障害者の高齢化や重度化などを見据え、障害者の生活を地域全体で支える相談支援体制やサービス提供体制の構築に努めます
- ・障害当事者や学識経験者などから構成される地域自立支援協議会とその専門部会の運営により、障害福祉施策の評価・進行管理などに努めます
- ・公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、障害福祉サービス事業所などと連携し、災害時に必要な支援につなげられる体制づくりに努めます

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画
東久留米市障害者計画
東久留米市障害福祉計画・障害児福祉計画
東久留米市成年後見制度利用促進基本計画
指定管理者制度の活用方針

5 市民意見の聴取

後期基本計画策定に向けた検討の参考とすべく、市民参加推進オンラインプラットフォーム「デジタル掲示板 くるりっど」を活用して、市民の皆様から意見募集を実施しました。

詳細は資料編に掲載しております。

後期基本計画策定に向けた市民意見の募集

実施テーマ 東久留米市のまちづくりを進めていくにあたって、あなたが大切だと思うことや期待することを教えてください。

実施期間 令和7年5月28日(水)～6月30日(月)

対象者 市内在住・在学・在勤等をされている方

※基本計画・施策全体に必要となる基本的な取り組みごとにワードクラウド(*)を掲載しています。

児童参加型生徒会サミット意見募集

実施テーマ だれもがワクワクする市にするにはどうしたらよいか？

実施期間 令和7年9月1日(月)～9月16日(火)、令和7年10月8日(水)

対象者 市内の小学5年生～中学3年生

ワードクラウド(*)



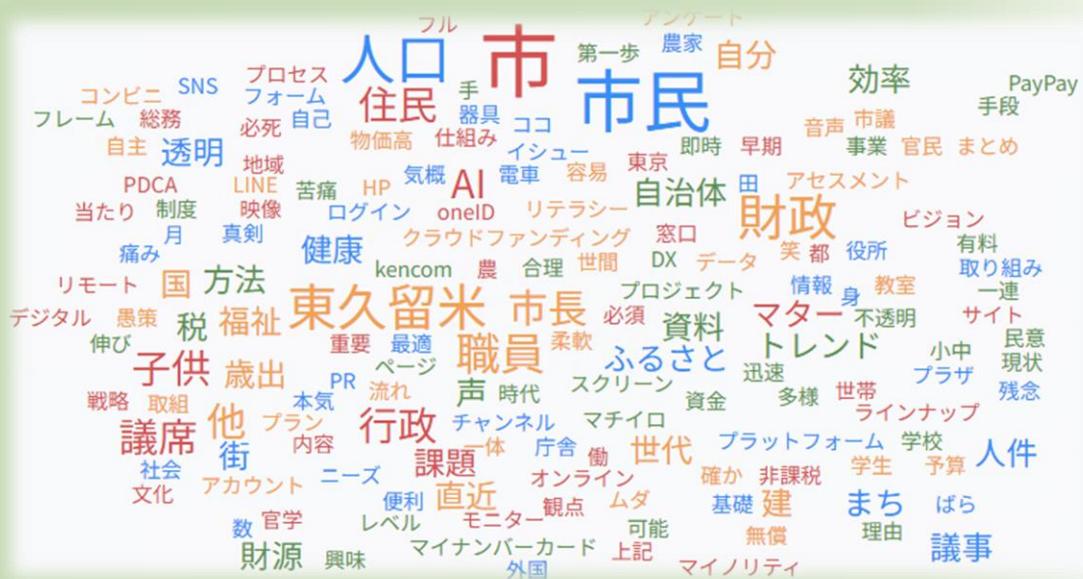
(*)いただいたご意見の中から出現頻度の多い単語を視覚的に示したものです。

なお、文字の配置、色に特別な意味はなく、強調や順位を表すものではありません。

基本構想実現のために

基本的な施策

- I 協働によるまちづくりの推進
 - II 互いに尊重しあえる意識の醸成
 - III 持続可能な行財政運営



基本的な施策

I. 協働によるまちづくりの推進

■ SDGsの17のゴール



基本的な事業 I-1 市民協働の推進

価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、ライフスタイルが大きく変容したことにより、複雑になり続ける市民ニーズや地域課題を、行政だけで対応することは難しくなつております。分野横断的な視点を持った協働の取り組みが求められています。地域が発展し、住みやすいまちとしていくためには、より多くの市民が主体的に地域に関わりを持ち、市民と行政が対等な立場でそれぞれの長所を活かして互いに努力する協働のまちづくりを進めていくことが重要です。

「協働の指針」に基づき、市民協働に関する職員研修を実施するとともに、市民が主体的に地域課題の解決に関わることができるよう市民や市民団体への積極的な情報発信を行い、意識啓発に努めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
協働の指針



市民協働講座

基本的な施策

I. 協働によるまちづくりの推進

■ SDGsの17のゴール



基本的な事業 I-2 市民参加の推進に向けた情報の共有

市の発展のためには、行政だけでなく、市民も行政を担う一員として活躍できる「みんなが主役のまちづくり」を実現させることが重要です。

だれもがいつでも分かりやすく、充実した市政の情報を入手できるよう、情報公開制度の適正な運営を継続するとともに、職員一人ひとりが市民の立場に立ち、市民全体に画一的な情報提供を行うのではなく、広報紙などの紙媒体のほか、市公式ホームページ、SNSなどの電子媒体も活用し、市民との情報共有を進めます。

また、市民参加及び市民への情報提供、情報発信に関するガイドラインである「市民参加・情報提供の指針」に基づき、市民アンケートやパブリックコメントをはじめ、広く市民意見を聴取する機会を設けています。社会全体にデジタル化が進展し、暮らし方、働き方も多様化する中、デジタルによる情報発信のあり方や、意見の提出などに対応するため、令和7年4月に同指針を改訂しました。今後も本指針に沿って、分かりやすい情報発信にも努めながら、従来の市民参加の手続きに加え、意見聴取の方法のデジタル化を進めるなどの環境整備に取り組み、幅広い市民が場所・時間を問わず、意見を表明できるなど、より多くの方の市政への参加を推進します。

■ 関連する個別計画など

計画名など
市民参加・情報提供の指針

基本的な施策

II. 互いに尊重し合える意識の醸成

■ SDGsの17のゴール



基本的な事業

II-1 平和意識の醸成と基本的人権の尊重

終戦から長い年月が経ち、戦争体験者や被爆者が高齢となる中、戦争に関する資料や体験談に触れる機会が減ってきています。本市では、「東久留米市平和都市宣言」の理念に基づき、市民への平和意識の醸成を図るため、平和に関する事業に取り組んでいます。戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に受け継いでいくための取り組みに努めます。

だれもが自分の存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる人権を有しています。性別や年齢、国籍、民族、言語の違い、障害の有無などに関わらず、自分らしく安心して幸せに暮らせるよう、人権が尊重され、生活習慣・文化・価値観などについての多様性が認められる社会を築いていく必要があるため、ジェンダー平等や多文化共生の視点を持った市政運営に努めます。

すべての人が互いを尊重し、認め合うことができるよう人に権問題に対する相談体制の充実を図るとともに、人権教育、人権啓発活動を進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など

[東久留米市男女平等推進プラン](#)



平和資料展

基本的な施策

II. 互いに尊重し合える意識の醸成

■ SDGsの17のゴール



基本的な事業 II-2 男女共同参画の推進

少子高齢化、人口減少社会の中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、一人ひとりの個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が重要です。そのためには、あらゆる分野で男女の区別なく、だれもが活躍できることが必要です。

国では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定し、さまざまな分野への取り組みを進めており、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。本市においては、平成12年に「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、「男女平等推進プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを進めています。今後も男女共同参画の啓発を行い、さまざまな悩みごとにに対する相談事業を実施するなど、計画的に施策を推進します。

また、すべての市民が男女共同参画、ジェンダー平等の視点を持って互いを尊重し、さまざまな場面で個性と能力を活かせるよう意識醸成を図るとともに、市民、事業者、行政が連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

■ 関連する個別計画など

計画名など

[東久留米市男女平等推進プラン](#)

基本的な施策

III. 持続可能な行財政運営

■ SDGsの17のゴール



基本的な事業 III-1 行政改革の推進

本市では、令和3年8月に「財政健全経営計画」を改定し、必要なものには必要な財政投入を行っていくという考え方のもと、財政規律の視点にも配慮しながら、DXの推進をはじめとした業務の見直しや、民間活力の活用も見据えた公共施設マネジメントの取り組みの方向性を示し、行財政改革に取り組んできました。今後は、社会情勢の変化などに柔軟に対応しつつ、不断の改革・改善に取り組み、効率的で高付加価値の創出を目指す行政運営に努めます。

世界的な機運の高まりや情勢から、国は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時実現する「GX」を推進しています。本市も、令和7年1月に、再生可能エネルギーへ移行することにより経済社会システム全体の変革が期待される「GX」推進の羅針盤となる「東久留米市GX推進方針」を策定しました。この方針を踏まえて、市民が「あんしんして暮らせるまち」を目指し、災害レジリエンス、地域経済の好循環、カーボンニュートラルの三位一体の取り組みを進めます。また、令和6年8月に「近未来型市役所実現ビジョン」を策定しました。本ビジョンに沿って、市民にも職員にも、そして環境にもやさしい、DXとGXを機軸とした「新たな市役所」に向けた取り組みを進めます。

令和5年2月に「公共施設等総合管理計画」を、公共施設等の現況及び将来の見通しを見直し、改訂しました。公共施設を長寿命化してできるだけ長く使用した場合でも、その維持管理・更新に多大な財政負担を要することが大きな課題です。今後も、同計画及び、その基本方針の一つである「機能(サービス)を重視した公共施設のスリム化」を推進するための具体的な検討手順や方針などを示した「未来志向の公共施設の考え方」に基づき、複合化・集約化・多機能化といった視点で公共施設のスリム化を進め費用の削減を図りつつ、新たな付加価値を加えることによる施設機能の強化に向けて取り組み、まちの魅力を高めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市財政健全経営計画
東久留米市公共施設等総合管理計画
東久留米市施設保全計画
東久留米市ICT管理・推進概要
東久留米市DX推進方針
東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略
東久留米市SDGs推進方針
近未来型市役所実現ビジョン
東久留米市GX推進方針

基本的な施策

III. 持続可能な行財政運営

■ SDGsの17のゴール



基本的な事業 III-2 計画的な財政運営

本市においては、少子高齢化の進展による生産年齢人口の割合低下が、市税収入の減少要因として見込まれています。一方、歳出では高齢者人口の増加などに伴って社会保障関係費の増加が予想されるとともに、都内自治体や類似自治体との比較の中でも老朽化が進んでいる公共施設の維持更新などにも多額の費用が必要になるなど、今後も厳しい財政運営が見込まれます。市民が必要とする公共サービスを維持し、持続可能な財政運営を行っていくには、効率的かつ効果的な事業の実施を通じて一般財源の負担を抑制し、国・都の補助制度を有効活用するなど、あらゆる財源の確保に努め、身の丈に合った計画的な財政運営に取り組む必要があります。

安定的に歳入を確保していくために、市税の適正な課税と納付環境の整備などによる徴収率の維持・向上を図るとともに、引き続き統一的な管理体制のもと、未収入債権処理の取り組みを進めます。また、使用料、手数料については受益者負担の適正化に向けて、引き続き定期的な見直しを検討・実施していきます。

起債(市債)については、過度な後年度負担とならないよう十分に配慮し、計画的な活用を図ります。年度間の財源調整を目的とする財政調整基金は、計画的な運用に努めます。その他の特定目的基金については、将来の行政需要を考慮に入れた積み立てを行うとともに、適正な管理のもと有効活用します。

本市では、資産などのストックや、減価償却費などの見えにくい行政コストの情報を公開する会計制度に沿って、財務諸表や固定資産台帳の作成を行っていますが、施設単位の財務分析など、新たな活用へ向けた取り組みが求められます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市財政健全経営計画
東久留米市GX推進方針

基本的な施策

III. 持続可能な行財政運営

■ SDGsの17のゴール



基本的な事業 III-3 人材の育成と活用

市民ニーズが多様化・複雑化し、刻々と変化する社会情勢の中で、専門的な知識を持ち、地域のために貢献できる職員が求められています。本市では、「東久留米市職員人材育成基本方針（改訂版）」に基づき、人材の育成に努めています。これまで個々の能力・業績を評価する人事評価結果の昇給・勤勉手当への反映や昇格試験における活用、市独自の職員研修を包括委託することによる効果的な研修の実施、ワークライフバランスの支援など、「人材の育成と活用」に向けたさまざまな取り組みを行っています。

近年、少子高齢化の進展による生産年齢人口の割合が低下しており、これまで以上に職員一人ひとりがデジタル化をはじめとした業務改革・事務改善に取り組むことが重要です。社会全般として人材不足が急速に進んでおり、地方公務員の定年引上げをはじめ、職員を取り巻く労働環境も様々な変化をしていく中においても、持続可能な市政運営を行っていくため、将来を見据えたうえでの定員管理に努めます。

コロナ禍を契機としたテレワークや時差勤務の推進などの働き方改革や、職員の意欲や能力を発揮しやすい職場環境の整備など、職員を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き効率的かつ効果的な行政サービスの提供が行えるよう、人材の育成と体制の整備に取り組みます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市職員人材育成基本方針
東久留米市財政健全経営計画

基本目標

共に創るにぎわいあふれるまち

基本的な施策

- 1 地域経済の活性化
- 2 都市農業の振興
- 3 地域力の向上
- 4 生涯学習の推進

基本的な施策

1. 地域経済の活性化

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-1 商工業の活性化及び新たな産業などの創出

■ 現状と課題

商工業の活性化は、就労機会の拡大や豊かな消費生活の提供などをもたらし、地域のにぎわいや発展につながる重要な要素です。また、商店街は、地域の日常を支え、にぎわいを生み出す場であり、地域の交流やコミュニティ活動の場としての一面もあります。

市内の商工業者を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症などの影響コロナ禍により先行きが不透明な状況にありましたが、事業所数及び従業者数はそれぞれ増加しており、地域産業においては安定的な状況が維持されています。一方で、国が提供している「地域経済分析システム（RESAS）」によると、多額の民間消費が地域外に流出しているという分析結果があります。人口減少や物価高騰などが地域経済に与える影響は大きく、地域産業を安定的に維持していくことが困難な状況になると予測されており、地域外に流出している民間消費を地域内に取り込むための取り組みが求められています。

来街者の増加に向け、周遊性向上のための取り組みや、市ホームページや関係機関のSNSなどを活用した情報発信を行ってきましたが、さらなるにぎわいの創出に向けて、今後も継続して取り組むとともに、湧水、河川をはじめとした地域資源の発掘、磨き上げを進めていく必要があります。

■ 基本的な方向性

- ・関係機関と連携して、経営相談やDX化支援、雇用支援といった事業者の安定的な経営に向けた取り組みを進めます。
- ・にぎわいの創出につながる商店街独自の取り組みを支援し、地域内での消費の促進に努めます。
- ・スタートアップ事業者をはじめとした起業家、第二創業者の創業・創出支援創業支援や新産業創出支援、企業誘導といった地域産業の発展につながる取り組みを関係機関と連携して進め、あわせて国や東京都からの財政支援の活用に努めます。
- ・地域経済活性化とにぎわいの創出の拠点についての検討に取り組みます。
- ・地域の来訪状況を踏まえ、周遊性向上のための取り組みを継続し、あわせて地域資源の発掘、磨上げを行い、来訪者の増加を図ります。
- ・魅力ある返礼品の発掘や返礼品のブランディングなど、ふるさと納税受入額の増加につながる取り組みを実施します。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市創業支援等事業計画

基本的な施策

2. 都市農業の振興

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-1 都市農業の活性化

■ 現状と課題

都市農業は、消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給、貴重な緑地や災害時の避難場所、教育など、多面的な役割を担っています。

平成29年の生産緑地法の改正に伴い創設された「特定生産緑地制度」により、対象の生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行し、平成30年の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、生産緑地の貸借が可能になったことから、徐々に農地の貸借が進んでいます。こうした制度改正は、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた取り組みを大きく前に進めるものです。

一方で、農業者の高齢化や担い手不足が深刻化しつつあり、都市農地の存続とあわせて、農業者の経営力強化に対する支援など農業が持続的に営まれるための継続的な対策が求められます。

都市農業は農地が住宅地などに隣接することから、市民と農業者の相互理解と交流が必要であり、市民生活に結び付いた農業を展開することが重要です。そのため、市民が気軽に「農」と触れ合う機会の拡充に取り組む必要があります。また、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっており、地場産農産物の販売拡大が求められます。

■ 基本的な方向性

- ・農地所有者に対する特定生産緑地や農地貸借などの制度周知に加え、農地のマッチング体制の強化を図り、農地の維持・保全に努めます。
- ・魅力ある農業経営づくりに向けて、認定農業者などの担い手の育成、地場産農産物の多様な流通・販売、農作業の効率化などに対する支援に取り組みます。
- ・農業に関する情報の周知や啓発に取り組むほか、市民農園や体験型農園、直売会などを通じて、市民と農業者が触れ合う機会を拡充し、相互理解の促進に努めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市農業振興計画

基本的な施策

3. 地域力の向上

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 3-1 コミュニティ活動への支援

■ 現状と課題

ひとり暮らし高齢者や障害者など要援護者の見守りや災害時の助け合い、地域ぐるみの防犯対策への関心の高まりなど、地域コミュニティの重要性が再認識されている中で、参加を促す取り組みを行っていますが、担い手不足などの理由から自治会数・自治会の加入率は減少傾向にあります。

地域課題解決のためには、幅広い世代の参加とともに、文化的背景の異なる外国人住民の参加も望まれ、多様な立場で活躍する地域住民相互の連携が求められています。また、自治会の加入率の向上など、地域コミュニティの自立した活動への支援を行い、どのような環境下でも持続可能な地域のつながりづくりを進めることができます。

コミュニティ施設は、市民のコミュニティ活動の拠点であり、市民同士の交流や地域の連携の場として重要な役割を担っています。指定管理者制度の活用による施設の維持運営は、創意工夫により効率化が図られ、利用者からは高い満足度が得られていますが、各コミュニティ施設とも開館から25年以上の期間が経過している現状があります。

群馬県高崎市榛名地域との地域間交流は、新型コロナウイルス感染症による影響でコロナ禍により互いの行き来が難しい状況にありましたが、令和5年度より市民みんなのまつりをはじめとした交流を再開しており、今後もこれまで培ってきた良好な関係のもと、活発な地域間交流が行われることが望されます。

■ 基本的な方向性

- ・コミュニティ活動の啓発を実施し、自治会活動への参加を積極的に働きかけます。
- ・市民や市民活動団体などと協力したイベントなどの実施を通じて、地域のつながりづくりに資する取り組みを推進します。
- ・さまざまな世代がコミュニティ活動や交流の場として施設を有効活用できるよう、各種事業の実施などを通じて利用者満足度の向上に努めます。
- ・未来志向の公共施設マネジメントに沿った対応を進め、利用者が安全・安心に利用できるよう、コミュニティ施設の適正な維持及び管理を行います。
- ・これまでの高崎市榛名地域との良好な関係を継続していくとともに、地域の魅力を情報発信し、さまざまな分野で両地域の特性を生かした交流事業を展開します。

■ 関連する個別計画など

計画名など
指定管理者制度の活用方針

基本的な施策

4. 生涯学習の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 4-1 生涯学習活動の充実

■ 現状と課題

国が令和5年6月に策定した「第4期教育振興基本計画」では、コロナ禍によりその機会が減少したさまざまな体験活動(自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動など)は、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、住民のウェルビーイングの向上に資するものであって、体験を通して他者と協働することにより共生社会の実現にもつながる意義を有し、その機会の充実を図っていくことが求められています。本市においても、地域社会の活力の維持と発展とともに、多くの市民が生涯学習活動に取り組めるような意欲の醸成が求められています。

本市の事業を通じて生涯学習活動に参加する市民の割合を高めていくため、生涯学習や文化・芸術活動に取り組んでいる市民活動団体と連携しながら、新たに生涯学習活動に参加しやすくなるようコーディネートし支援する人材の育成を進めていく必要があります。また、新しい地域活動の担い手を養成するため、団体や市民が連携し、行政と協働する体制づくりが必要です。

「対面による学び」をはじめとした生涯学習の拠点となる生涯学習センターは安定した運営を継続しているものの、利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響により、拡大前(平成30年度)と比べて減少しているほか、設置後約40年が経過したことにより老朽化が進んでいます。生涯学習の拠点として、今後も指定管理者制度の特性を生かし、安定した施設運営と地域住民の自主的生涯学習活動の支援への取り組みが求められています。

生涯学習を通じた子どもたちの学びや成長の機会を充実させるため、地域と学校が相互連携した各種体験活動などの実施が求められています。

■ 基本的な方向性

- ・市ホームページやSNSなどの活用を通じて、生涯学習活動に関する情報の提供を進めます。
- ・生涯学習センターでの活動相談など、生涯学習活動に関する活動支援を進めます。
- ・自主自立した市民による市民大学及び受講生の地域活動の支援を進めます。
- ・だれもがいつでも、どこでも学習に参加できるよう、市民活動団体への支援を継続し、市民活動団体、市民、生涯学習団体など、幅広い主体と行政が連携、支援及び協働する体制づくりに努めます。
- ・生涯学習センターは、指定管理者制度を活用し、事業者のノウハウを生かした各種事業の提供に加え、市民の学びを地域に生かす生涯学習の拠点としての運営を行い、未来志向の公共施設マネジメントに沿った対応を進め、安定的な施設管理に努めます。
- ・幅広い年齢層の地域住民、団体などが参画し相互にネットワークを形成することにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組みづくりの構築に努め、各種体験活動などの取り組みを進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市教育振興基本計画
指定管理者制度の活用方針

基本的な施策

4. 生涯学習の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 4-2 図書館サービスの充実

■ 現状と課題

図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、市民の課題解決を支援する、まちの情報拠点として、生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。また、まちの歴史や文化を次代に継承するため、本市に関する地域資料、行政資料を収集、保存しています。

図書館の蔵書は、収集方針に基づき資料を収集していますが、情報の変化の目まぐるしい現代社会において、多くの市民はインターネットを通じて情報を収集することが主流となっています。それに伴い、本市の図書館では、市民の課題解決に向けてリテラシー事業などを実施していますが、情報化の進展に対応した取り組みが求められています。

さらに、自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指して、「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、取り組んでいます。令和7年2月に策定した第四次計画に基づいて、取り組みを推進するにあたっては、意識調査を行うための調査研究が必要です。

現在、市は指定管理者との役割分担により、図書館の安定した運営体制を維持していますが、これまでの取り組みを継承しつつ、引き続きサービスの充実に向けた取り組みが求められています。

今後も図書館が市民の情報拠点として、蔵書を充実させるとともに、多様化するニーズを捉えて活用されるためにも、地区館も含めた施設の環境整備、ICTを活用したサービスの充実について検討が求められています。

■ 基本的な方向性

- ・計画的な選書・除籍による収蔵スペースの有効活用、活用できる情報提供サービスの利用促進、ユニバーサル資料の収集・貸出など環境整備を行いながら多様化する情報化社会に対応した図書館機能の充実を図ります。
- ・本市の歴史と文化を後世に伝えるため、地域資料、行政資料の収集、整理及び保存を継続し、これらの資料を調べ学習などへ提供し有効活用を図ります。
- ・市民ニーズの多様化に対応した資料・情報の収集を継続し、レファレンスサービスや課題解決支援の充実を図ります。
- ・読書や調べることへの子どもの主体性を引き出す取り組みを進めます。
- ・効率的で持続可能な図書館の運営体制を維持しながら、多様化するニーズに応える情報拠点として、また市民の交流と学びを創造する文化拠点としていくためのサービスの検討、対応に努めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市教育振興基本計画
東久留米市子ども読書活動推進計画
指定管理者制度の活用方針

基本的な施策

4. 生涯学習の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 4-3 文化財の保護・活用

■ 現状と課題

文化財の保護については、郷土の歴史や文化を後世に伝え、市民の郷土への関心を高めるため、広報紙やホームページなどを活用した啓発を行い、定期的に指定を行うなど、関係団体と協力・連携を図りながら行っています。指定後には展示での活用や刊行物での文化財の普及を図るなど、法による文化財保護と啓発をあわせて行っています。また、文化財の収蔵物は、市内に分散する施設で保存されていますが、施設の一層の老朽化や、今後さらに収蔵物が増加することが想定される中で、文化財の展示・保存施設の充実が求められています。

地域の郷土芸能の伝承は、担い手の高齢化と減少が深刻な問題となっており、郷土芸能団体への支援を引き続きしていく必要があります。

文化財に関する講座や講演会の主催、共催、協力など、市の歴史や文化財に触れる機会を創出しています。講演会などの企画事業、人材の育成や体制づくりについては、さまざまな関係機関と連携・協力し、事業を進める必要があります。

平成30年度から、現在の市史を補完し次期の市史編纂の資料となるテーマごとの資料集刊行を進めています。市史の編纂は長期の期間を有するため、編纂作業や多くの資料を保管する場所、組織体制の構築に向けた検討が必要です。地域に関する資料には、文化財としての資料や図書館における地域資料、歴史公文書などがあり、それぞれの基準に基づき、公文書とは別に保存していますが、年々増加する各種資料の保管スペースや、公開方法など活用のあり方についても検討する必要があります。資料集刊行と並行し、歴史公文書などの行政資料についても関係機関と連携し管理・蓄積に努めていくことが求められています。

■ 基本的な方向性

- ・広く関係団体と協力しながら資料の収集や調査・研究を進め、文化財の新指定など、文化財の保護と普及を進めます。
- ・収蔵施設の分散や収蔵物の劣化などの課題があることから、引き続き展示・保存施設の充実を図るとともに整理作業を進めます。
- ・無形民俗文化財継承団体などとの連携を密にし、その継承・保護に向けた支援に取り組みます。
- ・さまざまな関係団体と協力し、文化財普及と保護を進めます。
- ・歴史公文書は、公共施設マネジメントの進捗に応じて市史編纂室など、保管場所の確保に向けた検討を進め、今後も継続した調査・整理・保存活用のための研究に努めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など

[東久留米市教育振興基本計画](#)

基本的な施策

4. 生涯学習の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 4-4 市民スポーツの振興

■ 現状と課題

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が実施されて以降、市民がスポーツに取り組む機運が醸成されている中で、令和3年10月に行った「東久留米市スポーツ健康都市宣言」のもとで、スポーツを通じた健康づくりの情報提供や個々のライフスタイルに応じたスポーツについて、その奨励と普及に努めています。

また、関係団体と連携・協力して、各種イベントの開催を行い、スポーツを行う頻度の向上を図っており、市民がスポーツに触れる機会の増大の一因となっています。さらに、スポーツは「いつでも」、「どこでも」行えるだけでなく、「いつまでも」といった考え方も広がりつつあります。今後においては、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むために、スポーツ習慣の「ある人」を増加させる取り組みとして、安全な環境で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参加できる機会の確保が求められます。

スポーツを奨励し、振興するには、指導力を有する人材が不可欠です。そのため、指導者や市民スポーツ団体の運営に携わる人材の確保・育成とともに、市民スポーツ団体との連携が求められます。

スポーツ施設については、利用者が安全・安心に利用できるよう、施設の適正な維持及び管理を行っています。なかでも、スポーツセンターは、指定管理者制度の特性を生かして、利用しやすい施設づくりを協議・検討し、あわせて良質な自主事業の提供などのサービスの充実や、施設の安全で安定的な管理を図っています。経年劣化や老朽化による施設維持の課題が散見されつつあることから、[未来志向の公共施設マネジメント施設保全計画](#)の考え方方に沿って、解決に向けた検討が求められています。

■ 基本的な方向性

- ・スポーツを通じた健康づくりの情報提供や個々のライフスタイルに応じたスポーツの奨励と普及、各種教室やイベントの開催を通じたスポーツを行う頻度の向上に努めます。
- ・施設の管理においては、経年劣化や老朽化に対応していくため、未来志向の公共施設マネジメントと施設保全計画の考え方方に沿って解決に向けた検討を進めます。
- ・関係団体と協力し市民スポーツの活動支援を通じた人材の確保・育成や、各市民スポーツ団体との連携促進の取り組みを継続して進めます。

■ 関連する個別計画など

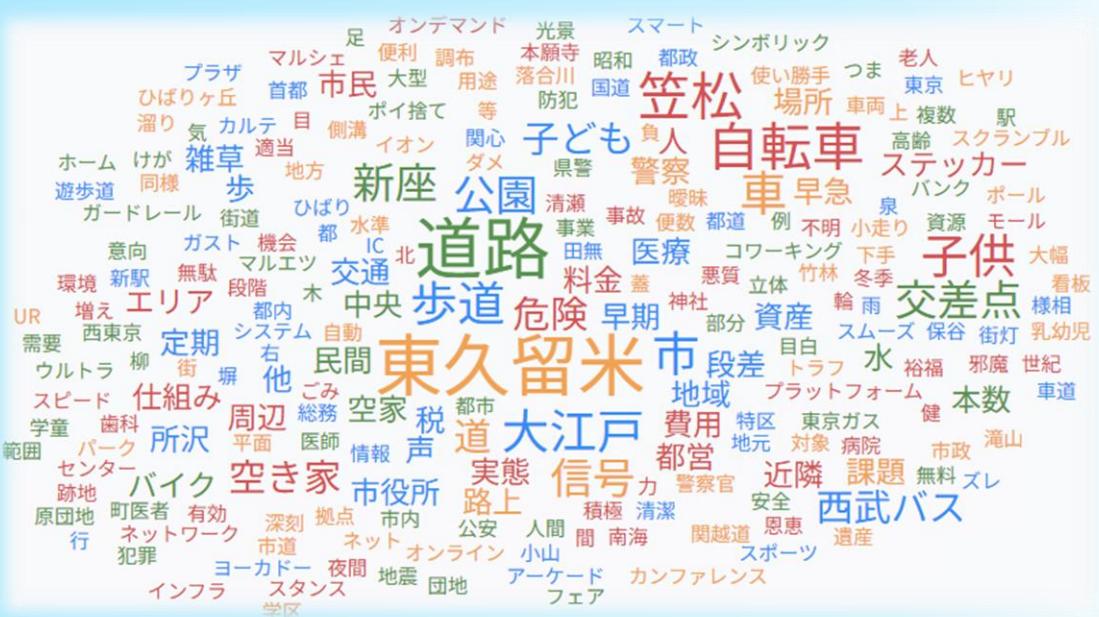
計画名など
東久留米市教育振興基本計画
指定管理者制度の活用方針

基本目標

安心して快適にすごせるまち

基本的な施策

- 1 安全・安心な地域づくり
 - 2 快適な住環境整備の推進



基本的な施策

1. 安全・安心な地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-1 災害対策の充実

■ 現状と課題

各地で大きな地震や、台風、豪雨による甚大な被害が多発し、これまでの防災対策のあり方が問われています。本市では、多摩東部直下地震(M7.3)などの大規模な震災や風水害、原子力災害、火山災害などを想定した「東久留米市地域防災計画」の定期的な修正を行っています。災害の発生に備えて、府内の危機管理体制、防災協定などによる防災機関同士の相互協力関係、市民や事業者との協力体制、災害時の的確な情報伝達などを強化する必要があります。

災害が発生した際には自助、共助、公助の連携が大切です。そのため、市民一人ひとりの防災意識の向上が求められます。自助による災害への備え、共助と公助の連携による自主防災組織や、避難所運営連絡会などの活動促進、避難時に支援が必要な要配慮者や避難行動要支援者の災害時支援、公助による災害対策のための備蓄や避難所運営の体制整備が求められています。

地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を最小限に抑えるためには、建築物の耐震化が重要です。そのため、「東久留米市耐震改修促進計画」に基づき、市内にある建築物で最も多い木造住宅の耐震化を推進しています。また、令和6年1月に発生した能登半島地震を教訓として、今後発生が懸念される首都直下地震などに備えるため、令和6年度からは、木造住宅の耐震改修に対する支援を拡充しています。木造住宅の耐震化の向上に向け、啓発活動の推進が求められています。

地震発生時においては、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保することが重要です。そのため、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めています。都市の防災力の向上に向け、啓発活動の推進が求められています。

道路上の電柱や電線類は、災害時に倒壊などによる道路閉鎖などを引き起こす恐れがあり、防災の観点からも対策が重要です。本市では、「東久留米市無電柱化推進計画」に基づき、電線類を地中に埋設するなどの手法により、路上から電柱などをなくすことで、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出が期待される市道の無電柱化に取り組んでいます。

■ 基本的な方向性

- ・市ホームページ上での情報発信の拡充や「安心くるめーる」や「防災X」などのSNSの活用による防災行政無線を補完する情報伝達手段の充実を図ります。
- ・災害用備蓄品の適切な維持・管理及び備蓄倉庫などの確保に努めます。
- ・市民による防災活動への支援を強化し、自主防災組織の育成を図るほか、防災マップや洪水ハザードマップの周知など、災害時の自助・共助の活動の強化を推進します。
- ・消防団装備などの充実・強化に努め、地域消防力の向上に努めます。
- ・「東久留米市耐震改修促進計画」に基づく取り組みにより市民への周知・普及などの充実を図り、木造住宅の耐震化の促進に努めます。
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化のため、東京都と連携した啓発活動を実施するとともに、国や東京都の補助制度の活用を充実させます。
- ・都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市空間の創出に向け、市道の無電柱化を推進します。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市耐震改修促進計画
東久留米市地域防災計画
東久留米市国民保護計画
東久留米市業務継続計画
東久留米市無電柱化推進計画
東久留米市国土強靭化地域計画

基本的な施策

1. 安全・安心な地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-2 防犯対策の充実

■ 現状と課題

年々、認知件数・被害総額とも増加傾向にある特殊詐欺への対応が防犯上の大変な課題となっています。特殊詐欺の仕組みは年々巧妙化しており、犯行のシステムを理解したうえで、犯罪や非行のない地域づくりを進めることができます。特殊詐欺の対象となることが多い高齢者への啓発に取り組むとともに、高齢者に限らず、あらゆる世代が安心して暮らせるよう、地域ぐるみの特殊詐欺対策などを強化する必要があります。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分たちのまちは自分たちで守ること」です。そのため、市民一人ひとりが防犯意識を高め、自治会や地域コミュニティが主体となり、事業者、警察、行政、防犯協会などとの連携や協力のもと、犯罪や非行のない地域づくりに向けた活動を推進していくことが望されます。このため、防犯意識の高揚に向けた啓発活動の推進、市民の自主的な地域活動を促進するための支援、地域・関係機関などとの連携を進めることが重要です。

また、地域での防犯対策として、公園・道路など、放課後における子どもの居場所への防犯カメラの設置や、小学校通学路点検結果などに基づく防犯灯の整備などが求められます。

■ 基本的な方向性

- ・特殊詐欺などへの対策を推進するために、警察などと連携を図り、広報活動や行事を通じた市民や事業者などに対する啓発活動を「安心くるめーる」や「防災X」などを活用し、推進し、あわせて防犯ボランティアの活動を支援します。
- ・犯罪に関する的確で迅速な情報の提供を図るとともに、市民の自主的な地域活動を支援します。
- ・市民、事業者、警察、防犯協会などとの連携強化に努めます。
- ・犯罪抑止の向上を図るため、防犯カメラ・防犯灯の新設など、対策を進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市安全・安心まちづくり推進計画
東久留米市再犯防止推進計画

基本的な施策

1. 安全・安心な地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1－3 交通安全の推進

■ 現状と課題

近年、市内で発生する交通事故は減少傾向となっていますが、交通事故に占める高齢者が関係する割合は増加傾向となっているとともに、児童が交通事故に遭う事例も毎年発生しています。また、自転車は、自転車乗用中における歩行者との衝突事故により死傷させるなど自転車利用者が加害者となる事故の発生が社会問題になっています。そのため、本市では「高齢者及び子供の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「交通安全意識の普及及び徹底」の3つを東久留米市交通安全計画の重点施策に位置づけ、総合的かつ計画的に交通安全の推進に取り組んできました。

交通安全の推進には、歩行者、自転車及び自動車が安全で快適に通行でき、障害者、高齢者及び子供などだれもが安心して通行できる道路環境の整備が必要です。そのため本市では、都市計画道路や生活道路、交通安全施設の整備など、交通管理者などの関係機関と連携しながら、安全対策が求められる箇所への対策を順次取り組んできました。交通事故が多く発生している場所などで交通安全に配慮した道づくりを計画的に進めていく必要があります。

また、幼児から高齢者に至るまで、交通安全意識を持ち行動することが重要であり、段階的かつ体系的な交通安全教育や交通安全活動の推進による交通安全意識やマナーの向上が求められることから、交通事故を防ぐ取り組みとして、関係機関と連携しながら、安全教育の充実と安全意識の向上に努めています。

自転車の利用においては、都内での自転車損害賠償責任保険の加入義務に加え、道路交通法の一部改正により乗車用ヘルメットの着用努力義務化されており、今後も自転車の交通ルール違反に対する罰則強化が施行されることとなっています。本市では、自転車安全利用に向けて、各種イベントにおける自転車保険への加入促進や自転車の交通ルールなどの安全教育の推進や、パンフレットなどの配布により啓発に努めています。

■ 基本的な方向性

- ・歩行者と自転車が安全に快適に利用できるよう、歩行者と自転車の道路の分離を図り、安全快適な自転車通行空間の整備に努め、あわせて高齢者、障害者、子供などの交通弱者の安全を確保するため、歩道のバリアフリー化に努めます。
- ・生活道路における安全確保のため、警察署や東久留米市交通安全協会などの関係機関との連携を図るとともに、地域の実状にあった交通安全対策の向上を図り、交通事故の発生抑制に努めます。
- ・警察署や東久留米市交通安全協会などの関係機関と連携し、全国交通安全運動や交通安全教室をはじめとする啓発活動に取り組み、交通安全意識とマナーの向上を促進し、交通事故に関する被害者などへの支援に努めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など

[東京都交通安全計画](#)

基本的な施策

1. 安全・安心な地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-4 消費生活の向上

■ 現状と課題

消費を取り巻く環境は、高度情報通信社会の進展、電子商取引など消費生活におけるグローバル化の進展などを背景に変化してきており、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容も年々高度化・複雑化しています。また、令和4年4月からの成年年齢引き下げに伴い、単独世帯の高齢者だけでなく、若い世代の消費者トラブルも増加しています。消費者トラブルや消費者被害は、防止と早期発見に努めることが重要であり、市では令和6年度より消費者相談事業を拡充して対応を図っています。

自立した消費者を育成し、消費者トラブルや消費者被害を未然に防ぐため、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた消費者啓発・教育を実施することが必要であり、市では関係機関との情報共有や連携を図り、消費者啓発講座の開催などを行っていますが、今後も行政機関や消費者団体、事業者をはじめとした多様な主体と連携・協働し、消費者啓発・教育に取り組んでいくことが必要です。

■ 基本的な方向性

- ・消費者センターでは、引き続き高度化・複雑化する相談内容に対応するとともに、地域と連携して消費者トラブルや消費者被害を未然に防ぎ、適切な解決ができるよう取り組みます。
- ・関係団体と連携し、幼児期から高齢者までの各ライフステージに応じた消費者啓発・教育に関する講座やイベントの開催、情報発信に努めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など

[消費者センターの運営](#)

基本的な施策

2. 快適な住環境整備の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-1 道路の整備

■ 現状と課題

市内の主要な道路の中には、幅員が狭い区間や見通しの悪い箇所、歩道のない道路など、自動車と歩行者の双方にとって危険な路線があります。また、歩道が整備済みでも歩道に段差や、歩行者と自転車が分離されていない路線もあります。多くの歩行者・自転車及び自動車が利用する道路は、だれもが安心して通行できる歩行空間の整備が必要です。そのため、交通の利便性の向上や必要な安全対策を図り、あわせて安全で安心した通行が確保できる道路の拡幅や歩道の設置を計画的に進めています。

都市計画道路は、安全な歩行空間の確保や、生活道路を通過する交通の抑制などの道路の安全性の向上が、緊急輸送道路の確保や延焼遮断帯の形成、防災性の向上および沿道の事業所や店舗の集積によるまちのにぎわいの創出などの効果が期待されます。市では、都市計画道路が持つ効果や広域での交通の円滑化から、東京都と特別区及び26市2町の協働により策定した「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき、事業を進めています。

また、市道の維持補修や橋梁の修繕については、優先度を考慮したうえで、道路の安全性、快適性の確保に向けて計画的に進めていく必要があります。

■ 基本的な方向性

- ・東久留米駅西口広場も含め、地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に道路の拡幅整備や改修などを進めます。
- ・都市計画道路の整備や改修の際には、だれもが安心して通行できる歩行空間及び自転車走行空間の整備を進めます。
- ・道路の緑化や透水性舗装など、自然環境との調和を目指した道路の整備を検討します。
- ・「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき、優先整備路線の整備を推進します。
- ・道路舗装補修工事五か年計画に基づき、市道の維持補修を計画的に進めます。
- ・東久留米市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕を計画的に進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東京における都市計画道路の整備方針
東久留米市道路舗装補修工事五か年計画
東久留米市橋梁長寿命化修繕計画
東久留米駅西口昇降施設の改築及び駅西口広場の整備に関する方針



都市計画道路 東3・4・20号線

基本的な施策

2. 快適な住環境整備の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-2 都市的大土地利用と良好な住環境の形成

■ 現状と課題

本市では、都市計画道路の沿道や大規模住宅団地建替え後の敷地などにおいて、地区計画制度の活用などにより良好な都市景観が形成されつつあります。良好な都市景観の形成のために、市民及び事業者一人ひとりの環境に対する意識の醸成が、引き続き必要となります。

市内には昭和40年代に建設された大規模住宅団地があります。大規模住宅団地の再生などに際しては、住民相互の合意形成に向けた取り組みが求められます。

少子高齢化や人口減少などに伴い今後も増加が予測される空家等は、状態に応じた対策の強化を含め、施策を進めることができます。

市民一人あたりの公園面積は、都立六仙公園の開園面積拡大や新たな市立公園の開園により増加してきていますが、依然として条例で定める5m²には及ばない状況であり、さらなる公園整備が求められています。一方、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージでは、公園・緑地などの質的な側面の強化や、人口減少が見込まれる中の効率的な維持管理など、社会状況の変化などに応じた対応が求められています。そういう中、令和5年2月に「今後の都市公園の取り組み方針」を策定し、ボール遊びのできる公園整備をはじめとする市内公園のあり方について、市民の意見を取り入れながら検討を行っています。

生産緑地地区については、平成29年の法改正により地区の面積要件の緩和や、新たに創設された「特定生産緑地制度」により、良好な都市環境が形成されています。一方で、相続による農地の分割や処分、農業者の高齢化や担い手不足により、生産緑地が維持できず宅地化していくことで、年々その面積が減少している側面もあり、生産緑地の保全に向けた対策が求められます。

■ 基本的な方向性

- ・地区計画などの都市計画制度を活用する際には、懇談会などを通じ、市民及び事業者の都市景観に係る意識の醸成を図りつつ、まちづくりを推進します。
- ・大規模住宅団地の住環境の改善に向け、国や東京都の制度を活用した取り組みなどについて検討し、再生を行う際には、地区の特性に応じた都市計画制度を活用するなど、良好な住環境とにぎわいが調和した市街地環境の形成に努めます。
- ・市民、事業者、行政が連携を図り、「東久留米市空家等対策計画」に基づき、施策の推進に取り組みます。
- ・都立六仙公園については、利便性の向上に向け、開園面積の拡大とにぎわいの創出に向けた施設整備を目指し、東京都と連携を図ります。
- ・市内の公園、緑地について市民生活に配慮し、広く市民が親しめるよう環境整備を行い、あわせて民間資金・民間活力の導入や、次期「東久留米市公園施設長寿命化計画」の策定に向けた検討を進めながら、適切な維持管理を進めます。
- ・市内全域の公園整備や既存公園の活用にあたっては、市民のニーズに合わせた公園のあり方の検討に取り組みます。
- ・多面的な機能を持つ生産緑地地区については、特定生産緑地制度の周知に努め、指定をしていくとともに、都市農地の活性化とあわせ、生産緑地地区の新規指定により、都市農地の保全に努めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市都市計画マスターplan
東久留米市緑の基本計画・生物多様性戦略
東久留米市空家等対策計画
東久留米市マンション管理適正化推進計画

基本的な施策

2. 快適な住環境整備の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-3 交通環境の充実

■ 現状と課題

本市は、安全で円滑に移動しやすい道路網となる都市計画道路などの道路整備を進めており、平成30年度に2本の都市計画道路を供用開始したところですが、市内には未だ多くの狭隘な道路が多く存在しており、市民の日常生活の移動などの手段として、市内の交通環境に見合った公共交通が必要となります。本市の鉄道駅やバス停から200m以上離れている公共交通空白地域は、交通利便性の高い地域の狭間に多く存在しており、移動に不便を感じている市民もいます。そのため、地域公共交通の充実に向けて、市域全域を対象に、子育て世帯や高齢者を対象としたデマンド型交通の実験運行に取り組み、実験運行での検証結果や本市の交通環境を取り巻く状況を勘案し、「東久留米市デマンド型交通の本格運行に向けた運営方針」を策定しました。この方針に基づき、令和7年度からAIを活用した交通システムを導入などの利便性の向上などを図り、本格運行へ移行するなど、地域公共交通の充実に向けた取り組みを進めています。

自転車は、日常的な乗り物として多くの市民に利用されており、その結果、駅周辺には多くの自転車が集中します。このため、駅周辺の自転車等駐車場など収容施設の不足が問題となっていましたことから、恒久的な施設の確保が求められていました。そのため本市では、平成30年3月に「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」を策定のうえ、駅西口に西口第1、第2自転車駐車場を整備しました。

また、自転車等放置防止に関する条例により、駅周辺を放置禁止区域に指定し、継続的な巡回による指導や撤去作業などの対策を実施しており、放置自転車等は減少傾向にあります。今後も既存施設の最大限の活用を図りつつ、自転車等駐車場の定期利用率の推移などを把握するとともに通行の妨げや、災害時の緊急活動及び避難行動の支障となる放置自転車等の発生抑制に向けた取り組みが求められています。

■ 基本的な方向性

- ・地域公共交通の充実に向けたバス路線の拡充に向けて、バス事業者に道路整備の計画、進捗状況など継続的な情報提供を図ります。
- ・デマンド型交通については、利用状況などの把握を進め、利便性の向上に努めます。
- ・駅周辺自転車駐車場については、既存施設の最大限の活用を図りつつ、自転車等駐車場の定期利用率の推移などを把握するとともに、自転車などの放置を防止するため、巡回による指導や撤去作業などを実施し、放置防止対策に努めます。
- ・関係団体と連携し、駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施や広報紙の活用などにより、自転車等放置防止に向けた広報啓発活動を推進します。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画
東久留米市デマンド型交通の本格運行に向けた運営方針
指定管理者制度の活用方針



東久留米市デマンド型交通「くるぶー」

基本的な施策

2. 快適な住環境整備の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-4 公共下水道の維持管理・整備

■ 現状と課題

下水道は、河川の水質保全、生活環境の改善と浸水防除を目的にはじまり、下水処理水や汚泥の有効利用及び水循環への寄与など、果たす役割はますます重要なものとなっています。本市の汚水整備は、平成15年度末には概成しており、汚水処理人口普及率は100%、水洗化率は令和6年度末に99.7%となっていますが、引き続き普及促進が求められます。

下水道施設については、平成30年度に策定した「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」の考え方に基づき、下水道施設の老朽化や雨天時浸入水対策を計画的に進めていますが、維持管理費の増加などが課題となっています。

公共下水雨水道事業については、雨水管渠整備を継続して進めしており、浸水被害の軽減に一定の効果が現れていますが、整備には、多大な費用と時間が必要です。令和5年12月に改定された「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、気候変動の影響に対応した雨水整備が求められています。

下水道経営については、令和2年度より地方公営企業法の財務規定などを適用し、一般会計からの繰入金に依存しない、持続可能で自立的な下水道経営を目指した取り組みを行っています。今後の物価高騰や下水道施設の老朽化対策、浸水対策などの社会情勢を受け、事業費の増加が想定され、また、将来的な人口減少による使用料収入の減少などが見込まれていることなどから、下水道経営の効率化・健全化に取り組む必要があります。

■ 基本的な方向性

- ・公共下水道への未接続世帯に対する普及促進を図り、「湧水・清流保全都市宣言」に則り、清流を市民とともに守り、次世代に引き継ぐことに努めます。
- ・「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」を踏まえ、下水道施設の維持管理・改築を一體的にとらえ、計画的・効率的な管理を図り、下水道施設の機能維持、維持管理費の縮減や雨天時浸入水の削減に取り組みます。
- ・施設の耐震化の確保など、万が一の備えを行い、持続的な下水道事業の実践に努めます。
- ・限られた収入で、必要な市民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、公営企業会計に則り、自らの資産情報や経営状況を的確に把握し、あわせて財政規律を向上させ、事業の効率化と財源の確保に努めます。
- ・浸水被害の軽減を図るため、計画的・効率的な雨水整備事業を推進します。

■ 関連する個別計画など

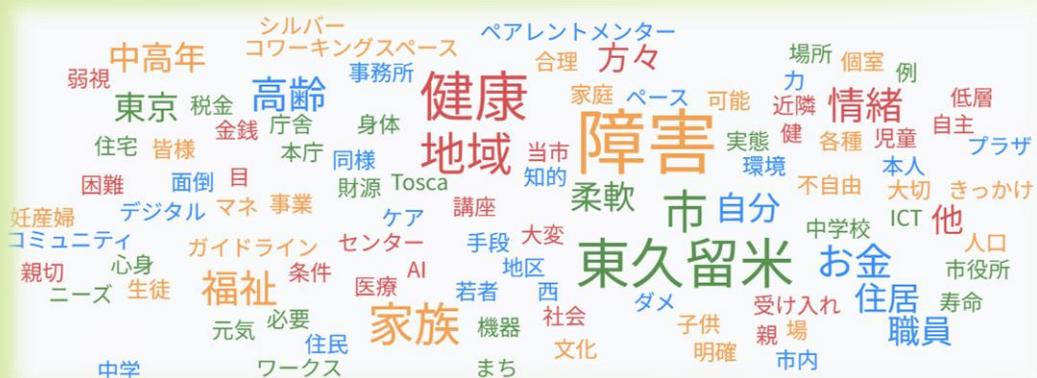
計画名など
東久留米市公共下水道プラン
東久留米市下水道事業経営戦略

基本目標

いきいきと健康に暮らせるまち

基本的な施策

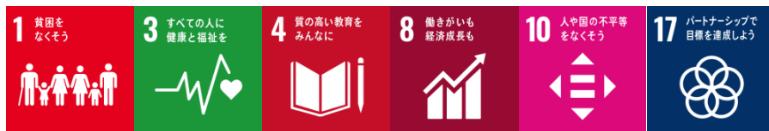
- 1 支え合う地域福祉の推進
 - 2 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり
 - 3 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり
 - 4 健やかな生活を支える保健医療の推進



基本的な施策

1. 支え合う地域福祉の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-1 地域福祉基盤の育成・強化

■ 現状と課題

少子・高齢化の進行や社会・経済状況の変化など、社会構造の変化により、支え合いの基盤が弱まっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、市民相互のつながりがますます希薄化し、ひきこもりや孤独・孤立などの問題がクローズアップされるようになり、複雑化・複合化が進む地域の課題を、公的な専門分野ごとの対応のみで迅速に解決していくことは困難です。

地域福祉の推進に向けては、市民一人ひとりの取り組み(自助)、市民同士、地域社会相互の助け合い、支えあい(互助)、介護保険制度や医療保険制度などの自助の共同化としての社会保険制度(共助)、市行政などの公的取り組み(公助)のそれぞれの役割分担に基づいてつながりを築いていくことが重要です。

本市では、令和7年2月に改定した「東久留米市地域福祉計画」において「世代も分野も超えてともに支え合う誰もが主役の『東久留米の地域づくり』」を基本理念として掲げています。市民の主体的な活動の支援を実施し、市民、地域活動団体、関係機関などが協働する仕組みを構築することや、複雑化・複合化し、既存の協議体で対応が難しい課題の解決に向けた、多機関が連携した重層的支援体制の整備が求められます。

民生・児童委員は、地域の身近な相談相手として、見守りや必要な支援を行っていますが、担い手の確保が難しくなっていることが課題です。さまざまな媒体の活用や各種福祉保健分野の会議への出席など、民生・児童委員の周知・啓発活動に加え、負担軽減のための取り組みが必要です。

全国における刑法犯の検挙人員は平成16年をピークに減少している一方、検挙人員に占める再犯者の割合を示す再犯者率は上昇傾向にあります。本市では長年、民間ボランティアである保護司と協力して、犯罪や非行の防止と立ち直りを支えることを目的とする「社会を明るくする運動」などを進めてきました。今後も保護司をはじめとする関係機関などと連携して、地域社会で孤立することなく、必要な支援を受けながら社会復帰を果たす環境づくりを進める必要があります。

■ 基本的な方向性

- ・自助、互助、共助、公助のそれぞれの役割分担のもとで、地域福祉の推進に努めます。
- ・複合的な課題、潜在的な課題を解決する体制や資源開発を検討する多機関協働の仕組みを新たに構築します。
- ・民生・児童委員の担い手の確保、活動の周知に努めるとともに、活動を支援する民生委員協力員制度を活用した負担軽減に取り組みます。
- ・犯罪や非行をした人が孤立せずに地域社会で暮らしていくよう、民間ボランティアである保護司をはじめとした関係機関・関係団体などと連携して包括的な再犯防止の地域づくりを進めます。

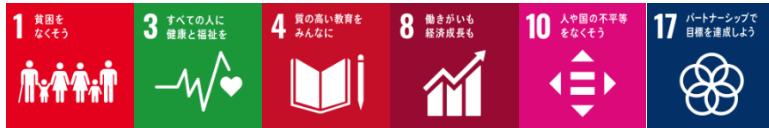
■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画
東久留米市成年後見制度利用促進基本計画
東久留米市再犯防止推進計画
東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

基本的な施策

1. 支え合う地域福祉の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-2 生活の安定と自立に向けた支援

■ 現状と課題

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備などに必要な措置を講じるよう努めなければならないことなどが示されました。

生活保護制度における被保護者の総数は、おおむね横ばいに近い形で推移していますが、内訳として高齢者単身世帯が増加傾向にあります。一方で、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者の問題は深刻化・複雑化が進んでおり、特に心身の健康や家族関係などの複合的な問題を抱えているケースが多く、相談件数が増加しています。

このような状況の中、生活困窮者自立支援法の施行・改正により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、就労支援などの取り組みを実施しています。引き続き、生活保護制度の適切な運用を図り、関係機関と連携したうえで、生活保護に至る前段階からの生活再建に向けて、関係機関、関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意することが求められます。また、生活保護制度や、自立相談支援事業以外の関係者も含めて相談・支援が可能となる重層的支援体制整備事業ほか、相談機能体制の設置などを検討することも必要です。

■ 基本的な方向性

- ・関係機関との連携の充実、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、他法他施策を適切に活用した被保護者の自立の促進に努めます。
- ・生活困窮者自立支援法の趣旨に鑑み、従前からの支援に加えて、日々広がっている支援機関同士のネットワークを強みに自立に向けた支援をさらに推進します。
- ・生活困窮者などの複合したニーズを把握し、新たな相談機能体制の検討などを行い、必要な支援へつなぐ取り組みを進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画

基本的な施策

2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-1 交流の場と安全の確保

■ 現状と課題

家族や地域のつながりが希薄化し、高齢者の孤立が問題となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、多様な主体の参画や地域資源の発掘などを活用した仕組みづくりが必要です。

また、高齢者は支えられるだけでなく、高齢者自身も地域社会の担い手として活躍することが期待されています。高齢者が自らの経験や知識を活かし、生きがいを持つためにも、社会活動や地域活動の機会に関する情報発信が必要です。

本市では、増加するひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯のみまもりのため、関係機関との連携を強化し、日常や災害時に支援ができるネットワークの形成を図っています。一方で、高齢者自身がみまもりの必要性を認識せず、支援につながらなかった結果、有事の際に問題となるケースもあります。適切な情報発信や意識啓発などを通じて高齢者への継続的な働きかけを行っていくことが必要です。

■ 基本的な方向性

- ・老人クラブやシルバー人材センターとの連携により、地域の結び付きの強化を図ります。
- ・誰もが社会活動や地域活動に参加できる仕組みづくりや情報発信、活動支援に努めます。
- ・関係機関との連携を強化し、一人ひとりの状況に応じて適切に支援ができるよう、地域全体で高齢者や要援護者を支える体制づくりを進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画
東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
指定管理者制度の活用方針

基本的な施策

2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-2 自立生活への支援

■ 現状と課題

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が過ごせるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に支援する施策の取り組み(地域包括ケアシステム)を継続的に推進しています。

本市における令和5年の「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」は東京都平均を上回る結果となっており、市が実施する介護予防教室や住民主体の通いの場の活動が多くの高齢者の健康づくりに生かされています。一方、高齢化率は東京都内で比較的高く、今後も上昇が見込まれることから、元気な高齢者を増やすための取り組みを継続していくことが求められます。

本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」は、住民主体の「通いの場」のほか、地域の支え合いなどの多様な社会資源を活用した「一般介護予防事業」と、要支援者を中心とした多様な生活課題のニーズに応える「サービス・活動事業」を地域支援事業として提供していますが、サービスの利用開始以降での利用者の介護予防や健康回復に対する意識の醸成に向けた取り組みが必要です。

■ 基本的な方向性

- ・2040年を見据え、中・長期的な視点から計画的に介護保険サービス基盤の整備を進め、あわせて多様な主体が地域の課題解決に向けて関係を構築する、「地域のつながりづくり」のための取り組みを進めます。
- ・地域資源を活用し、介護予防・フレイル予防だけでなく、人と人との交流を通じた地域のコミュニティづくりに取り組みます。
- ・認知症基本法の基本理念を踏まえ、認知症に対する正しい知識を啓発に努め、認知症のある人やその家族の孤立化の防止や、生活しやすい環境づくりを進めます。
- ・介護保険サービス基盤の整備を進めていくとともに、地域課題の発見や検討を通じて地域包括支援ネットワークの構築を進め、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画
東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
東久留米市成年後見制度利用促進基本計画

基本的な施策

2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-3 介護保険制度の運営

■ 現状と課題

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても本人や家族介護者が安心して暮らせるよう、社会全体で支え合う仕組みです。市区町村は、3年を1期として「高齢者福祉・介護保険事業計画」を定めるとされています。本市においても、3年ごとに見直される計画に沿って、持続可能性の高い制度の管理・運営を行う必要があります。

高齢化の進展や高齢者の高齢化により、要介護者の増加が見込まれます。近隣市と比較すると、本市の特別養護老人ホームの整備率は高くなっています。一方で、これら介護施設などに従事する職員の不足は、全国的な問題であり、必要となる介護人材の確保に向け、国や東京都と連携し、効果的な施策の展開が求められています。

地域包括支援センターは、高齢者人口の増加や地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、虐待などの困難な問題を抱えた事例の増加、コロナ禍での高齢者の心身機能の低下などに伴い、業務負担が増大し続けており、センター機能の効率性と専門性の向上などの課題に対応し得る体制の構築が必要です。そのため、令和6年10月より介護保険法に基づく地域包括支援センターのブランチを市内に設置し、運営を開始しています。また、令和6年11月より、地域包括支援センターの増設に向け、日常生活圏域の再編とあわせて検討を行っています。

在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するために、高齢者のライフサイクルを意識したうえで、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識した、切れ目のない医療と介護の連携体制が望まれています。体制の実現に向け、国で審議が行われているかかりつけ医師の機能の確保についての検討の内容、及びその検討結果などを踏まえた検討を行っています。

■ 基本的な方向性

- ・2040年を見据え、中・長期的な視点から計画的に介護保険サービス基盤の整備を進めていくとともに、持続可能な介護サービスの提供体制を確保していくために、介護現場の生産性向上（業務改善）の取り組みを進めます。
- ・支え手・受け手といった従来の関係性や、制度・世代や分野ごとの縦割りを超えて、多様な主体が地域の課題解決に向けて関係を構築する、「地域のつながりづくり」のための取り組みを進めます。
- ・日常生活圏域の再編も含めた地域包括支援センターのあり方、体制整備などについて検討を行い、地域包括支援センターの増設に向けた取り組みを進め、各センターのサービスの平準化と質の確保を図ります。
- ・介護者の支援となる介護サービスの整備・周知を行い、あわせて家族介護者の負担軽減のために、適切なケアマネジメントに基づいた利用者のニーズに合ったサービス提供に努めます。
- ・切れ目のない医療と介護の連携体制の実現に向けた取り組みを進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画
東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

基本的な施策

3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 3-1 日常生活への支援

■ 現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれます。本市では、差別解消に向けた啓発事業に対して支援を行っています。国の「改正障害者差別解消法」が、令和6年4月に施行され、事業者による障害がある人への合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、引き続き社会全体で障害への理解を深め、差別解消に向けた取り組みを推進していく必要があります。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身近な相談場所があり、福祉サービスが受けられる環境が必要です。本市では、障害者の自立と社会参加の支援を総合的かつ計画的に取り組むため、令和6年2月に「障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、支援を進めています。この計画に基づき、障害のある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会のさまざまな活動に参加して、自己実現できる地域社会を目指していく必要があります。

近年の障害の多様化や、障害者の高齢化、重度化など、複雑化するニーズに対応していくためには、各事業所や支援機関が連携して支援する体制づくりの構築が求められます。

障害者が安全・安心に暮らすためには、公共施設などのバリアフリー化が必要であり、災害時に支援が必要な障害者の把握及び支援内容について、障害福祉サービス事業所などと連携し、検討を進める必要があります。

■ 基本的な方向性

- ・差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂(インクルーシブ)な社会の実現に向け、意識啓発に努めます。
- ・障害福祉人材の確保を図り、あわせて障害者の高齢化や重度化などを見据え、障害者の生活を地域全体で支える相談支援体制やサービス提供体制の構築に努めます。
- ・障害当事者や学識経験者などから構成される地域自立支援協議会とその専門部会の運営により、障害福祉施策の評価・進行管理などに努めます。
- ・公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、障害福祉サービス事業所などと連携し、災害時に必要な支援につなげられる体制づくりに努めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画
東久留米市障害者計画
東久留米市障害福祉計画・障害児福祉計画
東久留米市成年後見制度利用促進基本計画
指定管理者制度の活用方針

基本的な施策

3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 3-2 日中活動への支援

■ 現状と課題

本市では、障害者の就労を支援するために、障害者就労支援室を設置して、就労面・生活面の相談支援を実施し、あわせて関連団体と連携した就労支援を進めています。就労支援の利用者の増加や支援ニーズの多様化が進み、利用者のサポート体制や適切な支援プログラムの検討が必要です。

毎年度、本市では、障害者優先調達推進法に基づいて、障害者就労施設などからの物品及び役務の調達に関する方針を策定し、同方針及び就労施設が受注可能な作業などについて、市のホームページで公開しています。また、市内企業に対しては障害者雇用の啓発を図るとともに、就労者が職場に定着できるよう支援が必要です。

障害者が地域との交流を図りながら、充実した余暇活動を送ることは大切です。本市では、障害者に対する生涯学習活動や余暇活動について、活動の選択が限られているため、参加機会の増加が求められています。

■ 基本的な方向性

- ・障害者就労支援室を中心に、ハローワークなどの関係機関とともに、企業に対して障害者に対する理解の周知・啓発を図り、障害者の企業への就職と定着の支援を進めます。
- ・毎年度、調達方針を策定し、調達実績を公表するなどして、障害者の工賃向上へつながる支援を進めます。
- ・障害者が身近な地域で生涯学習活動や余暇活動に参加できるよう、引き続き障害者地域自立生活支援センターと精神障害者地域生活支援センターにおいて、地域交流や集いの場の提供に取り組みます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画
東久留米市障害者計画
東久留米市障害福祉計画・障害児福祉計画
指定管理者制度の活用方針

基本的な施策

3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 3-3 障害児への療育支援

■ 現状と課題

障害児のライフステージに沿って、さまざまな関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制づくりが重要です。また、障害児支援を利用することにより、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していくことが求められています。

健康診断を通じて乳幼児の発育及び発達状況を確認し、発達に課題のある乳幼児の発見から療育へつなげる連携の推進が必要です。

令和2年度から、児童発達支援センターに移行した市立わかくさ学園は、児童発達支援事業による障害児療育を中心に、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言をあわせて行なうなど、地域の中核的な障害児支援施設の役割を担っています。引き続き、通所による支援のみならず、保育園や幼稚園などで適切な支援が受けられるよう相談・援助を行い、発達に課題のある子どもに対して支援を行うことが求められます。

障害児支援にあたっては、障害児サービス事業所などが連携を図ることや、障害児を持つ家庭では、不安や悩みを抱えているケースも多いため、子育てに関する不安や悩みを持つ保護者同士がともに考えしていく交流の場を提供することも重要です。

■ 基本的な方向性

- ・母子保健機関、教育機関などとの連携を図りながら、出生から18歳までの切れ目のない支援体制の構築に努め、18歳以降も適切な支援が受けられるよう、障害福祉サービス事業所との連携の強化に努めます。
- ・乳幼児健診や発達健診の実施により、発達に課題のある支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に努めます。
- ・児童発達支援センターわかくさ学園を地域の中核的な療育支援施設として、保育園や幼稚園、児童福祉施設などの障害児を預かる施設への援助・助言を行い、発達に課題のある子どもへの支援に努めるとともに、障害児やその家族への相談、地域との交流に努めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画
東久留米市障害者計画
東久留米市障害福祉計画・障害児福祉計画

基本的な施策

4. 健やかな生活を支える保健医療の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 4-1 保健医療体制の充実

■ 現状と課題

本市は、東京都における二次保健医療圏の中で、北多摩北部医療圏に属しています。[新型コロナウイルス感染症の影響](#)[コロナ禍](#)により保健所との連携体制が強化されましたが、今後の役割分担や情報共有のあり方について、検討が必要です。

本市では市内医療機関の協力を得て、医科・歯科の休日及び準夜間の診療体制を整え、地域で医療サービスを365日提供しています。また、小児の平日準夜間の初期救急医療は、北多摩北部医療圏の医師会の協力を得て、診療体制を整えています。休日・平日準夜間の初期救急医療の体制を維持できていますが、医師負担の平準化などの課題について、体制維持のための検討が必要です。

身近な地域で相談や診療を受けられるよう、かかりつけの医療機関・歯科医療機関・薬局を持つことをさらに推進する必要があります。かかりつけ医が提供する在宅医療を要とし、圏域の専門病院による高度医療との連携を強め、感染症対策など多様化する医療ニーズに対応していくことが重要です。

■ 基本的な方向性

- ・地域及び圏域の医師会の協力を得て、休日及び準夜間の診療及び平日準夜間の小児初期救急医療の提供に努めます。
- ・医師会、歯科医師会及び薬剤師会の委員などで構成される地域医療協議会や、在宅医療・介護連携推進協議会などにおいて、地域医療と保健に係る課題を共有し、特に在宅医療を必要とする高齢者などが安心して地域で暮らせる保健医療体制づくりを進めます。
- ・市民が高度医療を受けやすくするため、保健医療圏内の連携強化を図ります。

■ 関連する個別計画など

計画名など

[東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン](#)

基本的な施策

4. 健やかな生活を支える保健医療の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 4-2 健康づくりの推進

■ 現状と課題

本市における令和5年の「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」は東京都平均を上回る結果に位置しています。本市では、令和7年2月に策定した「東久留米市健康増進計画(第3次)」に基づき健康寿命の延伸を目指し、市民が気軽に健康的な行動をとることができる環境づくりを進めています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響コロナ禍による受診控えの結果、特定健診・後期高齢者健診、及び5がん検診の受診率が低下していましたが、徐々に回復傾向にあり、さらなる受診率の回復・上昇に向け、オンライン申請の拡充などの受診環境整備や、健康無関心層への働きかけが必要です。

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、食育を推進することが重要です。本市では、令和6年2月に「東久留米市食育推進基本方針(改訂版)」を策定し、国の第4次食育基本計画を踏まえ、食育の推進に取り組んでいます。

予防接種は、国の方針に沿って着実に進めています。引き続き、国からの情報に基づき、分かりやすく説明していく取り組みが必要です。

健康増進法に基づき施設内禁煙を徹底し、受動喫煙防止の環境づくりを進めるとともに、市民一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりを進めています。

こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件ですが、近年、こころの病気の患者数は増加しています。なかでも、うつ病などのこころの病気は重要な自殺の要因となっています。本市では、令和6年2月に「東久留米市自殺対策計画(第2次)」を策定し、計画に沿って自殺の防止に取り組んでいます。同計画に掲げる「みんなでこころ支えあう 心地よいまち」に向か、全市民の意識を醸成するための取り組みが求められています。

■ 基本的な方向性

- ・市民一人ひとりが、自ら取り組める健康づくりの活動を継続・実践できるように、情報の発信及び環境づくりについて、健康づくり推進員と協働しポピュレーションアプローチとして取り組みます。
- ・地域医師会と連携し特定健診、特定保健指導及び5がん検診を受けやすい環境を整え、オンライン申請やオンラインによる相談事業も補完的に取り入れながら、受診率向上に努めます。
- ・食育については、東久留米市食育推進基本方針(改訂版)の個別計画として、東久留米市健康増進計画(第3次)の推進に取り組みます。
- ・予防接種法の制度改正に適切に対応するとともに、地域医師会と連携し、予防接種の促進を図り、感染症予防に努めます。
- ・市自殺対策計画(第2次)により、府内外で連携しながら、市民のこころの健康づくりに取り組みます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市地域福祉計画
東久留米市健康増進計画
東久留米市国民健康保険特定健康診査等実施計画
東久留米市国民健康保険データヘルス計画
東久留米市自殺対策計画
東久留米市食育推進基本方針

基本的な施策

4. 健やかな生活を支える保健医療の推進

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 4-3 医療保険制度の運営

■ 現状と課題

国民健康保険は、市民が安心して医療を受けられるための国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っています。会社員などが加入する被用者保険の適用拡大、年齢構成の変化などにより、国民健康保険加入者に占める低所得者の割合は高まる一方で、高齢化や医療技術の進歩などにより医療費が増大し、平成30年度の国民健康保険事業運営の都道府県単位化以降もその制度運営は非常に厳しい状況が続いています。加えて、令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした「新たな日常」を支えるため、国民健康保険制度の基盤強化とその維持、人生100年時代に向けた持続可能な制度運営に努めます。

また、令和6年2月に改定された「東京都国民健康保険運営方針」では、都内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となる完全統一を目指すとされていますが、東京都が示す標準保険料率と市が定める保険税率との間には乖離があることから、計画的にこの乖離幅を圧縮することにより、保険税の年度間の平準化を図る必要があります。

令和5年においては新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における5類感染症に移行したことにより、医療費水準については徐々に平時の水準へ転じてきています。依然として被保険者数の減少傾向は続いているが、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩などに伴う医療費の増加が見込まれます。

ICTを活用した健康予防の重要性が再認識される中、健康寿命を延伸するため、データに基づく予防・健康づくりを推進しつつ、東京都全体で医療費適正化並びに医療費の抑制を図る取り組みが求められます。

■ 基本的な方向性

- ・適切な保険給付及び保険税賦課による税の収納率の向上に努め、公正で健全な制度の運営に努めます。
- ・特定健康診査・特定保健指導など受診率向上に努めるとともに、市民へ健康づくりの情報やサービス提供などの働きかけを行うことによるポピュレーションアプローチ及び重症化予防に代表されるハイリスクアプローチの両側面から健康の保持増進を図り、将来の医療費削減につながる取り組みを進めます。
- ・東京都及び都内区市町村とともに、国民健康保険の安定した制度運営に向けて、医療費適正化を進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市国民健康保険特定健康診査等実施計画
東久留米市国民健康保険データヘルス計画

基本目標

子どもが豊かに成長できるまち

基本的な施策

- 1 子どもを安心して生み育てられる環境づくり
 - 2 子どもの未来を育む学校づくり

保育園 中学校 子供 公園 東久留米市立小学校

基本的な施策

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-1 幼児教育・保育の充実

■ 現状と課題

核家族化の進展や女性の社会進出、就労形態の多様化など、社会情勢の変化により、子どもや子育てをめぐる環境が変化してきており、幼児教育・保育などの子育て支援に対する市民からの要望も多岐にわたってきています。

こうした中、本市では、公設公営保育園への民間活力導入に取り組みながら、認可保育所や特定地域型保育事業の開設・定員拡大などによる保育サービスの量的確保とともに、障害児・特別な配慮をする子どもへの支援の充実など、質の向上を図ってきました。その結果、子ども・子育て支援事業計画における各年齢区分の保育の提供体制は、保育ニーズの見込みを上回る状況となっています。定員に空きが生じている保育施設などもみられることから、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら、子育て支援策を講じていくことが重要です。

学童保育についてもニーズは高まってきており、本市では児童福祉法の改正を受けて受け入れの年齢拡大、延長育成を行う施設の拡大などの充実を図ってきました。今後も子どもが安心できる環境で成長できるよう、安定的な事業の継続が求められます。

また、特別な支援を必要とする子どもや、子育ての不安や悩みを抱える保護者について、子どもが安心な環境で育まれ成長できるよう、子育てしやすいまちづくりを進めていくことが求められます。

■ 基本的な方向性

- ・子どもを取り巻く状況を注視し、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら、必要に応じ民間の保育施設などを整備し、公設公営保育園への民間活力の導入を図ります。
- ・幼児教育の質の向上を図るために市内幼稚園事業者へ必要な支援を行います。
- ・学童保育について、需要を考慮した施設や設備の環境整備とともに、学童保育所へのニーズに対応し、安定的な事業の継続という課題解決に向けて、民間活力の導入を検討します。
- ・特別な支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える保護者に対し、保育所などが児童福祉施設の専門性を生かした適切な支援を行います。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市子ども・子育て支援事業計画
今後の東久留米市立学童保育所の運営方針

基本的な施策

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-2 親と子の健康の確保及び増進

■ 現状と課題

子どもが健康で元気に育つためには、乳幼児健診をはじめとする健康管理と必要な医療の提供が重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響でコロナ禍により社会との分断を余儀なくされた妊産婦や、子育て世帯が孤立を深め、育児不安や虐待リスクの高まりが懸念されたことから、本市では、感染対策に留意しながら母子保健事業を実施し、5類感染症へと移行した後も継続して母子の支援を行っています。令和6年度にはこども家庭センターも開設し、妊娠期からの切れ目ない支援の充実に取り組んでいます。今後も多様な場面で、保護者が気軽に相談できる環境を整えていくことが必要です。また、家庭問題などの複雑化や、言語の壁や発達特性などによって、支援が困難となる事例が増加しつつあることから、幅広い機関と連携した多職種の連携が重要です。

母子保健法の改正を踏まえ、子育て世代包括支援センターの仕組みを中心に据え、虐待などにつながりやすいハイリスク家庭を妊娠期から支援に結び付けることが必要です。産後の母親の不安定な時期に、孤立せずに安心して子育てができる支援体制を確保していくことも求められています。

新生児訪問の実施率や乳幼児健診の受診率は向上しています。健診によって、発達障害などの目に見えない障害が見つかる子どもが増えており、関係機関と連携し、切れ目のない支援が求められます。

■ 基本的な方向性

- ・妊婦健診のさらなる充実に取り組みます。
- ・妊婦から子育て世帯まで、気軽に相談でき、不安軽減を図れるよう相談事業の充実を図ります。
- ・産後に安心して子育てができるよう、心身の安定と育児不安の軽減を図るための取り組みの継続を図ります。
- ・子育て家庭に関する総合的な支援に加え、妊娠婦や乳幼児についても関係機関と連携し、一体的かつ切れ目のない支援に取り組みます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市子ども・子育て支援事業計画
東久留米市母子保健計画

基本的な施策

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-3 子育て家庭の経済的負担の軽減

■ 現状と課題

我が国における少子化の進行は深刻さを増しており、その背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻むさまざまな要因が複雑に絡み合っていますが、その要因の一つとして、子育て中の経済的負担が指摘されています。こうした中で、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行うすべての家庭の経済的負担の軽減を図るため、東京都は、子ども医療費助成の対象を高校生などまで拡大し、所得制限を撤廃しました。また、国による児童手当制度の拡充など、次世代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とした制度改正が多く行われる中、今後も、これらに速やかに対応しつつ、そのニーズに沿って対応していく必要があります。

ひとり親家庭などでは子育てをはじめ生活全般にわたり、精神的、経済的負担が大きくなっています。本市では、手当や医療費助成に加え、ひとり親家庭の自立支援のための教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、東京都母子及び父子福祉資金貸付事業などを実施しており、今後も、適切な自立支援が求められます。

■ 基本的な方向性

- ・子育て家庭への手当・医療助成などの手続きや保育所・幼稚園の入園相談などを所管する窓口では、適切な相談窓口への取り次ぎなどを行い、各種制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
- ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努めます。
- ・子育て家庭に関する総合的な支援に加え、妊娠婦や乳幼児への支援についても関係機関と連携し、一体的かつ切れ目のない支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援を行います。

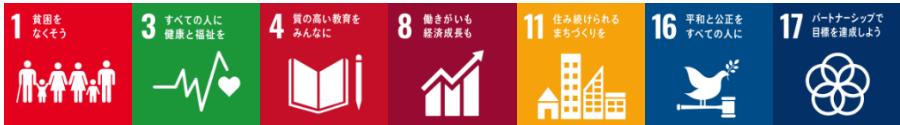
■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市子ども・子育て支援事業計画

基本的な施策

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-4 家庭・地域における子育て支援

■ 現状と課題

ひとり親家庭、多国籍、ステップファミリーなど、家庭の形の多様化に伴い、家庭内の課題やニーズも複雑化しており、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。子どもと親が安心して暮らせるよう、地域や社会全体でも支えられる、子どもを中心とした適切な支援を包括的に講じていくことが必要です。

令和6年度に設置したこども家庭センターを中心として、母子保健の分野と児童福祉の分野をつなぎ、一体的かつ切れ目のない支援を提供することが求められています。また、[新型コロナウイルス感染症の影響](#)[コロナ禍](#)により子育ての孤立化が進んで以降、子育ての知恵や経験を共有する機会に恵まれず、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。育児不安が虐待につながることを防ぐためにも、これまでの虐待通告や相談への対応に加え、虐待の防止について強化していくことが必要です。

■ 基本的な方向性

- ・子どもと親が地域で安心して過ごせるような環境づくりに努めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動支援を進めます。
- ・市内各保育所における育児相談、園庭開放、地域交流行事など、地域活動事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図ります。
- ・児童館は、子どもの健全育成のための施設であり、遊びや生活の場での継続的な関りを通して適切な支援を行い、あわせて子どもと子育て家庭の課題の発生予防や早期発見に努め、関係機関と連携した支援を進めます。
- ・こども家庭センターは、子育て家庭に関する総合的な支援、妊産婦や乳幼児への支援について関係機関と連携し、一体的かつ切れ目のない支援に取り組みます。
- ・地域子育てひろば及び地域子育て支援センターは、地域の子育て及び親子の交流を促進する支援拠点として、子育てに関する情報提供及び相談支援の充実を図ります。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市子ども・子育て支援事業計画
指定管理者制度の活用方針

基本的な施策

2. 子どもの未来を育む学校づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-1 人権尊重と健やかな心と体の育成

■ 現状と課題

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養が図られることが大切です。

本市では、すべての市立小・中学校で人権教育を推進しており、人権尊重推進月間(さわやか月間)において、毎年多数の作文・標語・ポスターの応募があります。今後も、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容を理解し、態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう教育を行っていくことが必要です。

また、本市では、令和6年に一部改定した「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、軽微ないじめも見逃さず、いじめの定義に基づいたいじめの認知を行っています。いじめを生まない、許さない環境づくりのために、いじめ防止授業の実施などを推進し、「いじめは絶対に許さない」という意識の醸成を図ることが必要です。あわせて、市立小・中学校における不登校児童・生徒数が増加傾向にあることから、不登校対策についても、一体的かつ速やかに充実を図る必要があります。

さらに、特別な支援を要する児童・生徒が増加傾向にあることから、個に応じた指導・支援やインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図る必要があります。

加えて、健やかな心と体の育成に当たり、心と体を一体として捉え、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することや適切な生活習慣及び食習慣の定着を図ることが重要です。

■ 基本的な方向性

- ・人権尊重の意識をより高める教育を行うために、学校管理職や人権教育推進委員への啓発や研修の充実を図り、引き続き小・中学校における人権教育のあり方について共通理解を図ります。
- ・各学校が毎年作成する「学校いじめ防止基本方針」を活用し、市域全体でいじめ問題への対応に取り組みます。
- ・各学校での教育相談体制や関係機関との連携、学習適応教室や校内別室などの多様な支援など、不登校問題への対策について充実を図ります。
- ・個に応じた指導・支援やインクルーシブ教育システム構築など、特別支援教育の推進を図ります。
- ・各学校で日常的に運動に親しむ資質や能力を育成し、健康の保持増進のための実践力と基礎体力や運動能力の向上を目指します。
- ・各学校で食に関する指導計画を作成し、食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう食に関する教育を進めるとともに、学校給食での地場産農産物の活用に取り組みます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市教育振興基本計画
東久留米市特別支援教育推進計画

基本的な施策

2. 子どもの未来を育む学校づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-2 確かな学力の育成

■ 現状と課題

多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう一人ひとりの子どもを育成することが求められています。そこで、学習指導要領の改訂により、育成を目指す資質・能力が三つの柱で整理されたことに伴い、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んできました。

また、主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働していく情報活用能力を育むことが求められている中、「GIGAスクール構想」に基づき、本市では令和2年度に、すべての小・中学校において、校内通信ネットワーク及び児童・生徒一人に1台の端末を一体的に整備しました。今後も、教育ネットワークの保守やICT機器の追加導入、保守・更新などの維持管理などの対応が必要です。

さらに、社会のグローバル化が進む中、国際理解は重要な課題となっています。国際社会で活躍できる人材を育成するために、生きた英語が身に付く授業や事業の充実に取り組んでいます。あわせて、自分たちの伝統と文化に対して誇りを持つことや、他国の人々や文化に対して理解し尊重するための取り組みも必要です。加えて、読書を通して子どもたちの豊かな人間性を育む読書活動の推進のため、学校図書館の利活用を進めていくことが必要です。

ほかにも、小・中学校間における連携の一層の充実や幼稚園・保育園・小学校間での連携の推進、地域人材・地域資源を活用した教育活動、保護者や地域と連携した学校運営の充実が求められています。

■ 基本的な方向性

- ・教員研修の内容や方法を充実させることで、教員の資質や学習指導力などの向上を図り、子どもたち一人ひとりの発達段階や習熟度などに応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組みます。
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、教育環境、補習体制の整備などにより、学力向上に取り組みます。
- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどICT機器を活用した学習活動の充実を図り、子どもたちが多くの情報を取捨選択し、正しい情報を取得できる力の育成に努めます。
- ・子どもたちが日本の伝統や文化を大切にしたうえで国際感覚を身に付け、国際社会において活躍できるようなコミュニケーション能力の醸成や、地域社会への理解を深める教育を進めます。
- ・学校図書館の整備を引き続き行い、子どもたちの読書活動や学習活動の充実を図ります。
- ・小中連携の日の取り組みの推進など、小・中学校間における連携、幼稚園・保育園・小学校間の連携に取り組みます。
- ・地域人材・地域資源を活用した教育活動や、保護者や地域と連携した学校運営の充実を図ります。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市教育振興基本計画
東久留米市子ども読書活動推進計画

基本的な施策

2. 子どもの未来を育む学校づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-3 信頼される学校づくり

■ 現状と課題

学校が各校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるためには、地域や学校の実態に即して適切な教育課程を編成し実施するとともに、評価、改善していくことが大切です。そこで、教員一人ひとりの力量が発揮され、きめ細かな指導が行われるよう、研修案内の充実や新規研修の実施などに取り組み、あわせて教員の働き方改革の推進に努めています。今後も、教員が効率的に業務を行い、子どもに向き合う時間を確保しながら、多様な状況下にあるすべての児童・生徒の学びを保障するため、家庭、地域及び関係機関と連携を図り、時代の要請に応える教育の充実や環境整備に努める必要があります。

一方、児童・生徒が安心・安全に学ぶことができる教育環境を整備するため、学校施設の日常点検や維持補修、「施設整備プログラム」施設保全計画に基づく施設の大規模・中規模改修工事に計画的に取り組んでいますが、施設整備プログラム施設保全計画による改修工事が未実施の学校においては損耗やさまざまな機能低下を引き起こしており、対策が求められています。

加えて、今後の人口減少・少子化の進展や学校施設の老朽化といった課題に対し、児童・生徒の成長に資する標準的な学校規模・配置の観点から、児童・生徒数の将来推計を把握し、公共施設マネジメントの視点も含めて、将来の学校施設のあり方、規模や配置を構想していくことが求められています。

児童・生徒が登下校時に、交通事故にあったり、犯罪に巻き込まれたりしないよう、学校と家庭・地域、関係機関が連携して、安全確保に向けた取り組みを継続的に行っていく必要があります。学校給食では、児童・生徒が、食に関するさまざまな知識や望ましい食習慣を身に付け、健康の保持増進が図られるよう、安全・安心な給食を安定的に提供していくことが重要です。また、食に関わる人々への感謝の気持ちを育み、地域で生産される食材や食文化への関心を高める食育を推進することも大切です。

■ 基本的な方向性

- ・働き方改革の意識を高めて教員の勤務環境の整備に取り組み、きめ細かな指導に向けて子どもたちに効果的な教育活動を行います。
- ・学校施設の日常点検や維持補修、施設全体の計画的な整備に取り組みます
施設整備プログラムに基づく施設全体の改修工事を計画的に取り組みます。
- ・今後的人口減少・少子化の進展に対し、児童・生徒数の将来推計を継続的に把握し、公共施設マネジメントの視点も含めて、将来の学校施設のあり方を構想します。
- ・子どもたちが交通事故や犯罪被害に遭わないよう、関係者合同での通学路点検を定期的に実施し、対策が必要な箇所の改善に努めるなど、継続的な安全確保に努め、通学路の安全対策として、防犯カメラの設置及び維持管理に取り組みます。
- ・児童・生徒の健やかな成長のために、安全・安心で栄養バランスの取れた給食を提供し、あわせて地場農産物の活用を通じて、自然の恩恵や生産者への感謝の心を育むなどの食育に取り組みます。

■ 関連する個別計画など

計画名など

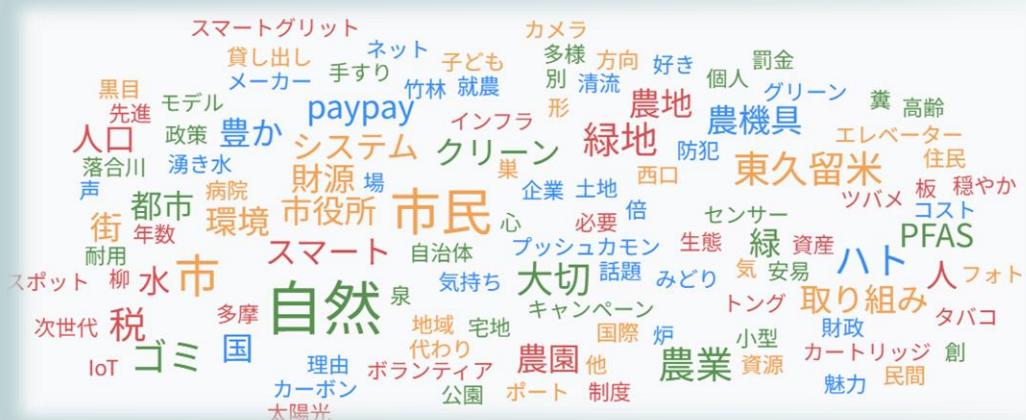
[東久留米市教育振興基本計画](#)

基本目標

自然と共生する環境にやさしいまち

基本的な施策

- 1 水と緑を守り育てる環境づくり
 - 2 地球環境にやさしいくらしづくり



基本的な施策

1. 水と緑を守り育てる環境づくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 1-1 水と緑の保全と活用

■ 現状と課題

本市には「平成の名水百選」に都内で唯一選定された「落合川と南沢湧水群」を含む数多くの湧水があり、これらを水源とする黒目川や落合川が流れています。豊富な湧水を好む多様な、また希少な生きものが棲んでいるこれらの湧水や河川は、市民が豊かな水辺環境に触れるこができる憩いの場になっており、貴重な財産となっています。市民が水辺に親しむ環境を充実させるとともに、河川沿いの遊歩道の適正な維持管理に努めることや治水対策の強化に向けて、生活排水の流入による汚濁の防除など、自然環境への影響に配慮した黒目川上流域の雨水整備などを行い、水辺環境の保全に努めています。今後も関係機関と連携を図りながら、豊かな水辺環境を活かしたまちづくりを進めるとともに、適正な維持管理や、河川の汚濁の防止に向けた意識醸成に努める必要があります。

本市は、東京都が指定する保全地域50箇所のうち、8箇所が市内にあるほか、雑木林や農地、屋敷林、樹林地も点在しており、緑に恵まれた環境と言えます。こうした空間は、生きものの生育・生息環境、市民の憩いの場となるだけでなく、防災上の機能や地下水涵養機能を担っています。

これまで「東久留米市のみどりに関する条例」及び「東久留米市宅地開発等に関する条例」に基づき、宅地化される土地については、一定の緑地の確保を義務づけていますが、都市化の進展により、制度によって保全されていない雑木林や農地などの民有地については減少傾向にあります。このため、今後も市として特に保全すべき価値の高い緑地の保全に向けた事業などを通じて、緑被率の維持に加え、市内の貴重な自然環境をエコロジカル・ネットワークとした「ネイチャーポジティブ」にも取り組む必要があります。

近年では「ナラ枯れ」が全国的に猛威を振るっており、本市の樹林地などでも被害が多く確認されています。今後も市民が親しめるよう市内の公園、緑地などの環境整備を行い、あわせて高木・老木化した樹木の適切な維持管理や、必要な安全対策を講じていく必要があります。また、緑の維持のため「みどりの基金」や「森林環境譲与税」に加え、さまざまな制度を通じた国や都の財政支援について、積極的かつ効果的な活用に取り組みます。

■ 基本的な方向性

- ・河川の汚濁の防止に向けた周知に努めます。
- ・水辺環境の適正な維持管理を図り、豊かな水辺環境を活かしたまちづくりを進めるとともに、河川沿いの遊歩道の適切な管理に努めることや市民団体と協力して水辺環境の保全に努めます。
- ・貴重な緑を守るため、適切な手法で緑地の保全、確保を図ります。
- ・緑地の保全や緑化の推進のため、「みどりの基金」や「森林環境譲与税」の活用に加え、国や東京都からの財政支援などにより、計画的に進めます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市環境基本計画
東久留米市緑の基本計画・生物多様性戦略
東久留米市緑地保全計画

基本的な施策

2. 地球環境にやさしいくらしづくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-1 総合的環境施策の推進

■ 現状と課題

市民の快適な生活環境のためには、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などさまざまな環境問題に対し、定期的な調査を行い、関連機関との連携・協力のもと適切な対応が求められます。

地球温暖化について、その解決には世界的な取り組みが必要となっています。本市では、令和5年2月に「第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定するとともに、同年3月には「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を発表しました。また、令和8年2月には、「東久留米市GX推進方針」を踏まえ、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」や国の熱中症対策実行計画に基づく本市の取り組みを含む、「第三次環境基本計画」を策定し、市民、事業者、行政が一体となり、「2050年ゼロカーボン社会の実現」に向けた取り組みを進めています。

身近な問題では、ごみのポイ捨てや騒音、ペットの鳴き声やふんなどへの対策と、一人ひとりのマナーの向上や地域で解決につなげるための相互理解や環境づくりが必要です。

環境美化については、「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」に基づき、環境美化推進委員を中心としてマナー向上に向けたキャンペーンを実施していますが、生活様式の多様化や環境美化推進員の扱い手不足などに対応するため、市民の皆様が気軽に参加することができる取り組みを開始しました。

一方、市民主体の実行委員会が中心となり、市内を中心とする多くの団体が参加する環境フェスティバルを開催していますが、環境保全活動を行っている団体などの扱い手について、高齢化などの理由により減少が進んでおり、新たな人材の確保が求められています。

小学生児童による環境学習結果(ポスター)の落合川への掲示や、教員への湧水に関する研修講座の実施など、学校での環境教育、学習の推進に取り組んでいます。引き続き、市民の環境保全活動の支援や、学校における環境教育・学習の推進が求められています。

■ 基本的な方向性

- ・市民の生活環境の保全のため、定期的な環境調査を実施し、関係機関との連携・協力のもと、快適な生活環境の維持に努めます。
- ・「2050年ゼロカーボン社会の実現」に向けて、市民、事業者、行政が一体となり、温室効果ガス削減を推進します。
- ・気候変動の影響へ対応するため、必要な情報提供及び措置を講じます。
- ・市民のマナー向上や地域での相互理解促進を図り、良好な生活環境の確保を努めます。
- ・環境美化に向けて、環境美化推進委員を中心とした活動に加え、SNSなどを活用しながら、ポイ捨てなどの防止に取り組みます。
- ・環境保全に向けた市民や事業者の活動を支援し、新しい担い手の確保・育成に努めるとともに、教育委員会と情報交換を行いながら、学校における環境教育・学習の推進に取り組みます。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市環境基本計画・東久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
東久留米市緑の基本計画・生物多様性戦略
東久留米市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東久留米市GX推進方針

基本的な施策

2. 地球環境にやさしいくらしづくり

■ SDGsの17のゴール



■ 基本的な事業 2-2 循環型社会形成の推進

■ 現状と課題

市民のごみ減量への意識が高まり、減少傾向にあった家庭ごみの総量は、新型コロナウイルス感染症の拡大における巣ごもり需要の影響などにより一時的に増加していましたが、5類感染症に移行して以降、再び減少傾向を示しています。一方で、最終処分場の埋め立て容量には限界があることから、今後もごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。市民の理解・協力が得られるよう、引き続き周知・啓発に努め、あわせて事業者と行政がそれぞれの役割を認識し、協力しながら、取り組みを進めていくことが重要です。

本市では、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指し、「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制、減量化、資源化を積極的に推進していますが、ごみの資源化は技術の進展に伴い、対象や処理方法も増えており、実施が可能なものについて調査・研究を行うなど、推進に向けた取り組みが必要です。

ごみの処理は地域の衛生環境の維持だけではなく、地球温暖化や、プラスチックごみによる海洋汚染といった地球規模の課題とも関連しており、今後はそれらの解決も念頭にごみの減量化、資源化に取り組む必要があります。

また、本市ではごみの焼却熱により発電されるクリーン電力の活用や、燃料電池車両の試行運用など、ごみ処理に関連した環境負荷の軽減策についても調査・研究を行っています。

大規模災害により発生する災害廃棄物は、早期の復興を目指すうえで迅速な処理が必要です。平時から市民に対して災害廃棄物に関する情報提供を行うとともに、一部事務組合と調整を進め、構成市とも情報を共有しながら、災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。

■ 基本的な方向性

- ・「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、新たな生活様式への対応などを踏まえたごみ減量化・資源化への意識醸成に努め、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に取り組みます。
- ・新たに分別することで資源化などにつながる品目がないか調査・研究し、資源循環の取り組みを推進します。
- ・「東久留米市災害廃棄物処理計画」の見直し・点検などを実施し、実効性向上に向けた取り組みを推進します。

■ 関連する個別計画など

計画名など
東久留米市一般廃棄物処理基本計画
東久留米市分別収集計画
東久留米市環境基本計画
東久留米市災害廃棄物処理計画

資料編

東久留米市第5次長期総合計画 基本構想

第5次長期総合計画の体系と基本構想の役割

第5次長期総合計画は、基本構想・基本計画から構成され、東久留米市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられるものです。

基本構想は、東久留米市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにするものであり、計画的な行政運営の指針となるものです。

基本計画は、基本構想の目標達成に向けた取り組みが創意工夫のもとになされていくよう、分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

基本構想の目標年次は、令和12(2030)年とします。

まちの将来像

東久留米市のまちの将来像として、

「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」 を掲げます。

東京都で唯一、「平成の名水百選」に選ばれた、落合川と南沢湧水群をはじめとする湧水や清流に象徴される、水や緑と土が織りなす風景は、東久留米市の誇りです。わたくしたちは、未来に希望をもって一人ひとりがいきいきと暮らし、人々が行き交い、まちが潤い、魅力あふれるまちをめざし、本基本構想におけるまちの将来像として、「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」を掲げます。

まちづくりの基本理念

まちの将来像を実現するための、まちづくりの基本理念は、第4次基本構想を継承し、

「みんなが主役のまちづくり」とします。

まちづくりの主役である市民一人ひとりは、人と自然に寄り添い、力を合わせ、さまざまな場面で主体的に力を発揮し、共に創る「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

まちづくりの基本目標

まちの将来像を実現するために、5つの「基本目標」を定め、基本目標を達成するための諸施策を「基本的な施策」(基本目標を達成するための施策の大綱)として展開します。基本的な施策は、基本計画の骨格ともいうべき方針を示したものです。

なお、基本目標を達成するための諸施策を展開していくことは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取り組みの推進に資するものと考えます。

【基本目標 共に創るにぎわいあふれるまち】

地域産業は、雇用を生み出すとともに、まちの活力を創出する重要な役割を担っています。地域産業の活性化と、新たなまちの魅力や価値の創出には、生産者と消費者がつながりを持ち、地域住民や関係団体等との共創による取り組みが必要です。

社会環境の変化や価値観の多様化によって、人と人との関わりや地域コミュニティの意識が薄れている中、地域住民が互いに助け合い、だれもが地域の担い手として活躍することができる環境づくりが求められています。

市民だれもが地域においてスポーツや文化・芸術に親しむことができ、生涯学習等の多様な活動に取り組むことをとおして、豊かな人生を送るなかで、地域の課題解決に主体的に関わっていくことができる環境づくりが求められています。

市民一人ひとりの活動や地域の活動で生まれた活力を源に、地域住民や関係団体、事業者等と共に産業の活性化を図り、まちの魅力を高めながら、訪れたくなる、そして、住みたくなる、にぎわいあふれるまちをめざします。

【基本目標 安心して快適にすごせるまち】

市民の生活を脅かす突然の災害や感染症など、さまざまなりスクから身を守るために行政による「公助」の取り組みと連携し、自分の身は自分で守る「自助」や近所の人達と助け合う「共助」による取り組みを進めることができます。

だれもが安心して、より快適に暮らせるよう、すべての生活者・利用者の視点に立った、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザインによる都市基盤づくりが求められています。

東久留米で生まれ育った人も、移り住んだ人も、このまちに愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思えるようにするために、快適で魅力ある都市空間を創ることが必要です。

地震や台風、豪雨などによる災害に強く、だれもが安心して、快適に過ごすことができ、いつまでも住み続けたいと思えるまちをめざします。

【基本目標 いきいきと健康に暮らせるまち】

超高齢社会にあって、少子高齢化の進行はもとより、大きく変化する地域社会の機能や世帯構造を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、共に助け合うこと(地域共生社会)が必要です。

高齢者や障害者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、医療・福祉・生活支援などが一体的に提供される仕組みづくりや社会参加を促すことが求められています。

健康寿命の延伸や生活の質(Quality Of Life)の向上を実現するためには、自分の健康は自分で維持するという自覚を市民一人ひとりに促すとともに、健康づくりを支援することが求められています。

だれもが住み慣れた地域で、いきいきと活躍し、健康で幸せに暮らし続けられるまちをめざします。

【基本目標 子どもが豊かに成長できるまち】

少子化が進む中、その原因や背景となる要因への対応を踏まえつつ、子どもたちが健やかに育っていくことができる環境や、子育てに喜びや楽しみを感じながら、安心して子どもを生み育てることができる環境を整えることが必要です。

子どもを取り巻く環境が変化していく中でも、子どもたちが自ら課題を発見し、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい人生や社会を切り開いていく力を身につけるとともに、東久留米の自然や産業についても学びながら、社会を支え発展させていくことができるよう、子どもたちを育成することが必要です。

安心して子どもを生み育てることができ、新しい時代を担う子どもたちが豊かな心と健やかな体を養い、人間性豊かに成長できるまちをめざします。

【基本目標 自然と共生する環境にやさしいまち】

東久留米には落合川や黒目川、立野川、南沢湧水群、南沢緑地や竹林公園等の豊かな水と緑があり、そして多様な生きものが生息しています。すべての人が、水と緑と土が一体となった生きものが生息できる環境づくりにも配慮し、自然環境を保全し、この恵み豊かな環境を次世代へ継承していくことが必要です。

市民の暮らしや自然環境に大きな影響を及ぼす地球環境問題にまち全体で対処するため、省エネルギーの徹底、資源の有効活用、ごみを出さない工夫など、市民一人ひとりの理解と行動が必要です。

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携しながら、環境への負荷が少なく、人と自然が共生することができるまちをめざします。

基本構想実現のために

基本構想実現のために、すべての基本目標及び基本的な施策それぞれに必要となる基本的な取り組みを以下に示し、まちづくりを進めていきます。

【協働によるまちづくりの推進】

市民、地域活動団体、事業者と行政が、互いを認め合い、心を通わせながら、共通の目標に向かって知恵と力を出し合う「協働」により、常に変化し続ける地域の課題や市民等のニーズに対応していきます。協働体制を強化していくためにも、行政からの積極的かつ効果的な情報発信に努めるとともに、市民等との情報共有を図ります。

【互いに尊重しあえる意識の醸成】

平和を尊ぶ意識を醸成し、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによつて差別や偏見を受けることのない、すべての人がありのままでありまえに暮らすことができるまちをつくります。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合えること(多文化共生)、そして、あらゆる分野で男女の区別なく、だれもが活躍できる社会の実現をめざします。

【持続可能な行財政運営】

今後、人口減少が進み社会・経済の先行きに不確実さが増す中で、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。AIやロボティクス等のいわゆる革新的技術の活用や、行政の標準化・共通化など行政事務の改善・改革に取り組むとともに、公共施設の計画的な老朽化対策や施設の統合など公共施設マネジメントを推進していきます。

複雑・高度化する行政課題への対応やスマート自治体への転換など、その社会背景に見合った人材を育成する必要があります。職員一人ひとりが、高い専門性を身につけ、企画調整能力やコミュニケーション能力などを高めながら、より一層市民の負託に応えることができる組織をめざします。

後期基本計画と SDGs との関係

SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12 年(2030 年)までに持続可能でよりよい世界をめざす、17 のゴール(目標)と 169 のターゲットから構成された国際目標です。先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を実現するための統合的取組です。

国においては、SDGs の実施を総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする SDGs 推進本部を平成 28 年5月に設置し、同年 12 月には、今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定しました。なお、実施指針は令和5年 12 月に一部改定されました。

後期基本計画と SDGs との関係

国では、SDGs の推進には、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーの積極的な取組を不可欠としています。特に、全国の各地域においては、人口減少及びこれによる地域経済の衰退という課題を抱えていますが、地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

本市では、SDGs の達成に向けて全庁的に取組を進めていく必要があることから、令和5年8月に「東久留米市 SDGs 推進方針」を決定しました。方針の期間は SDGs の目標期間である令和 12 年までとしています。

後期基本計画においては、各施策と SDGs の目標の関係を整理し、SDGs の達成に向けた取組を行なながら、施策を着実に進めていきます。

※東久留米市 SDGs 推進方針は市ホームページからご覧いただけます。

以下の二次元コードを読み込んでください。

【SDGsの17のゴール】

目標	説明	目標	説明
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		各国内及び各国間の不平等を是正する
	飢餓を終わらせ、食料安定保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的で安全かつ強くしなやか(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な生産と消費の形態を確保する
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び少女の能力強化を行う		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	強くしなやか(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会

東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会設置要綱

令和6年10月1日東久留米市訓令乙第127号

(設置の目的)

第1 東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)を策定及び推進するため、東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 後期基本計画の策定及び推進に関し必要な事項について意見を述べること。
- (2) 後期基本計画に関し幅広い見地から意見を聴取することについて支援すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、後期基本計画に関し、東久留米市長(以下「市長」という。)が指示する事項

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、委員会を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、会長が招集する。

東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会委員名簿

(敬称略:順不同)

区分	氏名	備考
市民	大谷 詩織	
学識経験を有する者	奥 真美	会長
	渋井 信和	副会長
公共的団体等の代表者	伊藤 成美	
	斎藤 利之	
	松本 誠一	

東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和7年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会設置要綱について ・東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画策定方針について ・東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画基礎調査報告書(案)について
第2回	令和7年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市第 5 次長期総合計画後期基本計画策定に向けた市民意見聴取結果について ・東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画の内容検討について
第3回	令和7年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画の内容検討について
第4回	令和8年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画(案)(第一稿)について

東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

令和6年7月29日東久留米市訓令乙第110号

(設置)

第1 東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)を策定するため、東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、後期基本計画策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長(以下「市長」という。)に報告する。

(組織)

第3 委員会は、東久留米市庁議等の設置及び運営に関する規則(昭和46年東久留米市規則第25号)第4条第1項に規定する者(ただし、市長を除く。)をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長を、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6 第2に掲げる事項の調査及び検討を円滑に推進するため、専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、委員会の求めに応じて、第2に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

- 3 部会の組織等は、別に定める。

(部会の運営等)

第7 部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を招集し主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 部会長が必要と認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
 (庶務)

第8 委員会及び部会の庶務は、企画経営室企画調整課において処理する。
 (委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和6年7月29日から施行する。
- 2 この訓令は、後期基本計画の策定終了をもってその効力を失う。

別表(第6関係)

部会名	まちづくりの 基本目標	基本的な施策	部会員【職名】
地域活性部会	共に創るにぎ わいあふれ るまち	地域経済の活性化	市民部長 教育部長
		都市農業の振興	市民部産業政策課長
		地域力の向上	市民部生活文化課長
		生涯学習の推進	教育部生涯学習課長 教育部図書館長
安全安心・住環境 整備部会	安心して快適 にすごせるま ち	安全・安心な地域づくり	都市建設部長 環境安全部長 市民部生活文化課長 環境安全部防災防犯課長
		快適な住環境整備の推進	環境安全部環境政策課長 都市建設部都市計画課長 都市建設部道路計画課長 都市建設部管理課長 都市建設部施設建設課長
	いきいきと健 康に暮らせる まち	支え合う地域福祉の推進	福祉保健部長
		高齢者がいきいきと暮ら せる地域づくり	福祉保健部福祉総務課長
		障害者がいきいきと暮ら せる地域づくり	福祉保健部障害福祉課長 福祉保健部介護福祉課長
		健やかな生活を支える保 健医療の推進	福祉保健部健康課長 福祉保健部保険年金課長

こども・教育部会	こどもが豊かに成長できるまち	こどもを安心して生み育てられる環境づくり	子ども家庭部長 教育部長 教育部参事(教育部指導室長) 福祉保健部健康課長 子ども家庭部子育て支援課長 子ども家庭部児童青少年課長 子ども家庭部こども家庭センター長 教育部教育総務課長 教育部学務課長
		こどもの未来を育む学校づくり	
環境部会	自然と共生する環境にやさしいまち	水と緑を守り育てる環境づくり	環境安全部長 環境安全部環境政策課長 企画経営室主幹 環境安全部ごみ対策課長 都市建設部管理課長
		地球環境にやさしいくらしづくり	
計画推進部会	基本構想実現のために	協働によるまちづくりの推進	企画経営室長 総務部長 市民部長 企画経営室主幹 企画経営室行政経営課長 企画経営室行政経営課公共施設マネジメント担当課長 企画経営室秘書広報課長 企画経営室財政課長 総務部総務課長 総務部職員課長 総務部管財課長
		互いに尊重しあえる意識の醸成	市民部生活文化課長 市民部市民課長 市民部課税課長 市民部納税課長 都市建設部施設建設課長 会計課長
		持続可能な行財政運営	

主な市民参加事業の実施概要

後期基本計画策定に向けた市民意見の募集

募集テーマ 東久留米市のまちづくりを進めていくにあたって、あなたが大切だと思うことや期待することを教えてください。

募集期間 令和7年5月28日(水)～6月30日(月)

対象者 市内在住・在学・在勤等をされている方

募集方法 ①市民参加推進オンラインプラットフォーム「デジタル掲示板 くるりっど」への投稿
②市内各図書館及び企画調整課での回答用紙の受付

回答数 ①意見投稿参加者数 113名、意見投稿数 200件

②回答数 0件

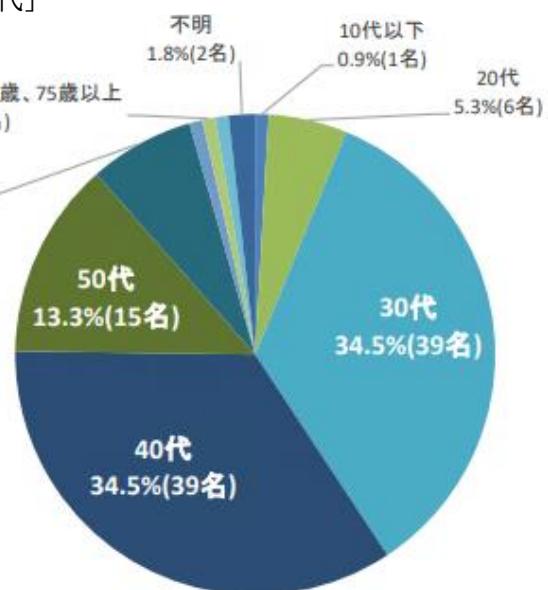
募集結果 「デジタル掲示板 くるりっど」に投稿いただいたご意見を生成AIを用いて分析。
内容は以下のとおり。

【意見投稿参加者属性(性別・年代)】

「性別」



「年代」



【基本目標・施策全体に必要となる基本的な取り組みごとの分析結果】

・基本目標「共に創るにぎわいあふれるまち」

○地域経済と商業

地域経済の活性化と商業の発展に関する提案



○行政と市民参加

行政運営や市民参加の促進に関する提案



○観光とイベント

観光資源やイベントの活用に関する提案



○公共施設とインフラ

公共施設やインフラの整備に関する提案



○子育てと教育

子育て環境や教育に関する課題と提案



○多文化共生と労働

外国人労働者や多文化共生に関する提案



・基本目標「安心して快適にすごせるまち」

○交通インフラ

道路や交通機関の整備に関する要望



○地域環境

地域の住環境や景観に関する改善提案



○医療と福祉

医療サービスや高齢者福祉に関する提案



○市民サービス

市民へのサービスや制度に関する提案



・基本目標「いきいきと健康に暮らせるまち」

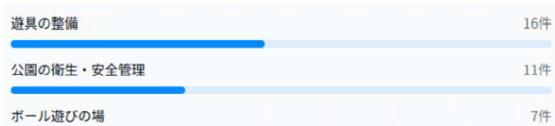
○保育園と子育て支援

保育園の運営や子育て支援に関する課題と改善案



○公園と遊び場

子供が安全に遊べる公園や遊び場の整備



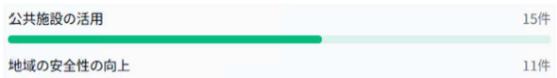
○教育環境の改善

学校設備や教育内容の改善案



○地域の施設と環境

地域の公共施設や環境整備に関する課題と改善案



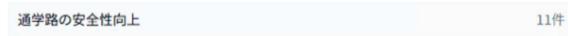
○学校給食

学校給食の質や提供方法に関する課題と改善案



○通学路の安全

子供が安心して通学できる環境の整備



・基本目標「子どもが豊かに成長できるまち」

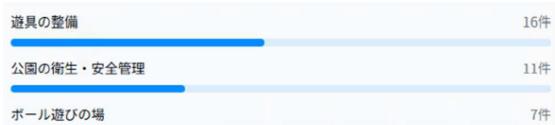
○保育園と子育て支援

保育園の運営や子育て支援に関する課題と改善案



○公園と遊び場

子供が安全に遊べる公園や遊び場の整備



○高齢者支援

高齢者向けの福祉や健康維持に関する提案



○地域の施設と環境

地域の公共施設や環境整備に関する課題と改善案



○学校給食

学校給食の質や提供方法に関する課題と改善案



○通学路の安全

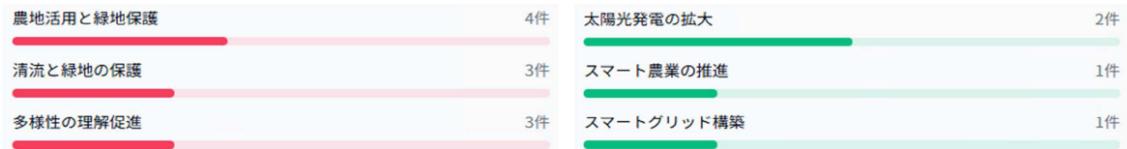
子供が安心して通学できる環境の整備



・基本目標「自然が共生できる環境にやさしいまち」

○自然環境の保全

自然環境を守り、豊かに保つための取り組み



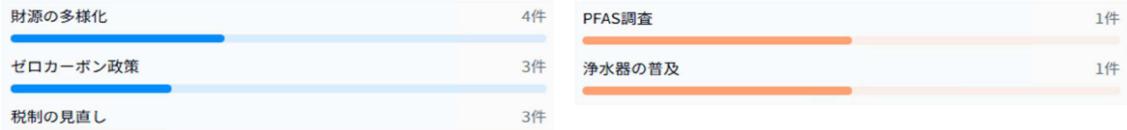
○環境に優しい技術導入

持続可能な技術を活用した街づくり



○環境政策と財源

環境政策の推進と財源確保の工夫



○水質と健康

水質改善と健康への配慮



○街の美化と安全

街を美しく安全に保つための取り組み



○観光と地域活性化

地域の魅力を活かした観光地化と活性化



・基本的な取り組み「基本構想実現のために」

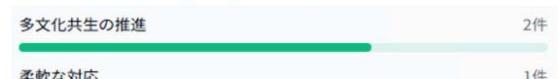
○市民協働

市民と行政が協力してまちづくりを進める取り組み



○人権と多文化共生

多文化・多世代が共存する社会の実現



○財政健全化

持続可能な財政運営の実現



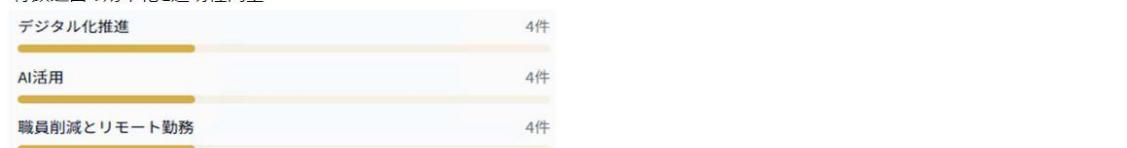
○教育と子育て支援

子供たちが住み続けたいと思える街づくり



○行政の効率化

行政運営の効率化と透明性向上



児童参加型生徒会サミット意見募集

募集テーマ だれもがワクワクする市にするにはどうしたらよいか？

- ・だれもがワクワクする市の実現に向けて、児童・生徒が地域課題を自分ごととして捉える。
- ・地域課題の解決に向けて自ら行動し、実際に課題解決のために地域に働きかける意識を醸成する。

募集期間 ①令和7年9月1日(月)～9月16日(火)

②令和7年10月8日(水)14時～16時15分

対象者 市内の小学5年生～中学3年生

募集方法 ①市民参加推進オンラインプラットフォーム「デジタル掲示板 くるりっど」への投稿

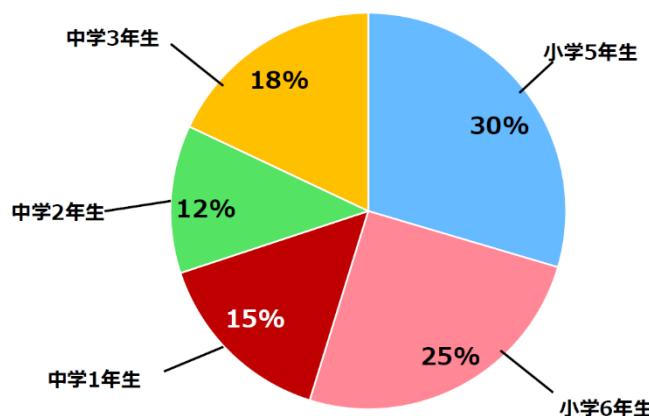
②児童参加型生徒会サミット

回答数 ①意見投稿参加者数 2,879名、意見投稿数 3,593件

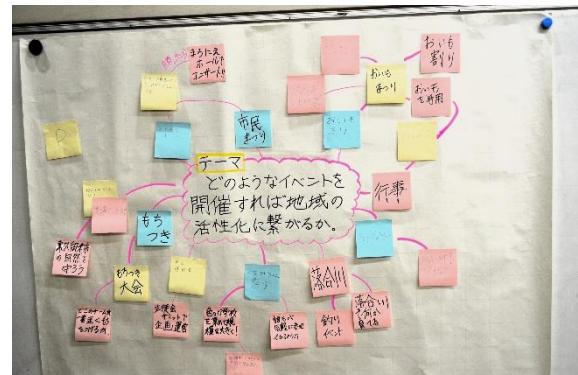
②参加児童・生徒数 小学生12名、中学生21名

募集結果 「デジタル掲示板 くるりっど」に投稿いただいたご意見を生成AIを用いて分析。内容は以下のとおり。

【意見投稿参加者属性(学年)】



【児童参加型生徒会サミットの様子】



【基本目標と施策全体に必要となる基本的な取り組みごとの分析結果】

- ・基本目標「共に創るにぎわいあふれるまち」



○地域経済の活性化



○都市農業の振興



○地域力の向上



○生涯学習の推進



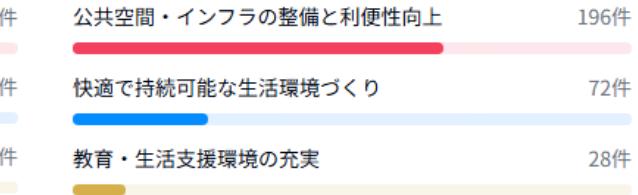
・基本目標「安心して快適にすごせるまち」



○安全・安心な地域づくり



○快適な住環境の推進



・基本目標「いきいきと健康に暮らせるまち」



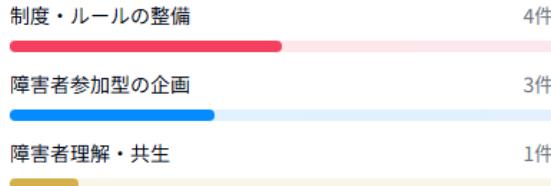
○支え合う地域福祉の推進



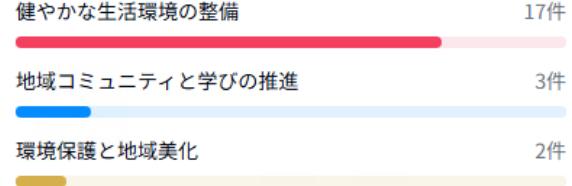
○高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり



○障害者がいきいきと暮らせる地域づくり



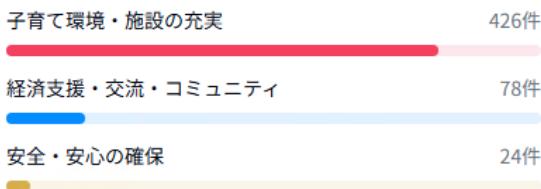
○健やかな生活を支える保健医療の推進



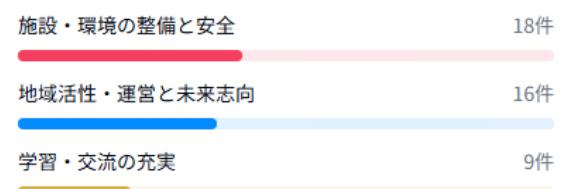
・基本目標「子どもが豊かに成長できるまち」



○子どもが安心して生み育てられる環境づくり



○子どもの未来を育む学校づくり



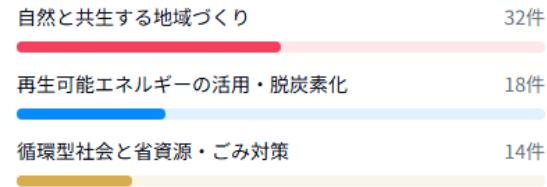
・基本目標「自然と共生する環境にやさしいまち」



○水と緑を守り育てる環境づくり



○地球環境にやさしいくらしづくり



- ・基本的な方向性「基本構想実現のために」



○協働によるまちづくりの推進



○持続可能な行財政運営



用語集

用語	説明	掲載ページ
五十音順		
あ 行	新たな市役所	「市民と市の接点強化」と「庁内のデジタル環境の整備」によるフロントヤード改革(DX)を契機に、市民にも職員にも、そして環境にも優しい、DXとGXを機軸とした次世代の市役所の姿を「新たな市役所」と定義している。
	安心くるめーる	市では、防災行政無線の放送内容や、防災情報や防犯情報を広く皆様にお伝えするため、「安心くるめーる」という登録制メール配信サービスを実施している。
	一般会計	市税を主な収入源として、行政運営の基本的な経費や事務作業を執行するための事業費を計上して経理する会計。
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
	ウェルビーイング	肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、満たされた状態にあること。Well-beingとも。
	雨水管渠整備	雨水を排水するための排水路等を整備すること。
	延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。
	エコロジカル・ネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間がつながる生態系のネットワーク。

あ 行	温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、地球の表面から出る熱を吸収して温度を保つ性質を持つもので、地球温暖化の主な原因と考えられている。日本の排出する温室効果ガスの90%以上は炭素を含んだ物を燃やして出てくる二酸化炭素。	
か 行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。日本では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している。	
	GIGAスクール構想	1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とする。	
	起債(市債)	市が事業を行うために必要な財源を調達するために、借入を行うこと。	
	北多摩北部医療圏	医療法により「東京都保健医療計画」において定められた小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の5市からなる二次保健医療圏。	
	行政コスト	地方公会計制度において作成する行政コスト計算書では、人件費、物件費、補助金など経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった収益を差し引くことで、行政コストを算定する。	
	協働	市民活動団体等と行政が、互いの特性を認め合い、心を通わせながら、共通の目標に向かって知恵と力を出し合うことにより、それぞれが独自で行うよりも、より高い成果を上げられる関係のこと。	

か 行	緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。	
	公営企業	地方自治体が経営する上・下水道、交通、病院などの公益性が高い事業。原則として当該事業の経費はその事業の収入を充てる独立採算による運営が求められる。	
	公会計制度	総務省が示す地方公会計について、市は平成 30 年度決算分から財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成している。	
	公共交通空白地域	鉄道駅から 700 メートル以上、バス停から 300 メートル以上離れた地域。	
	公共施設のスリム化	将来的な人口規模や人口構造の変化及びそれに伴うサービス需要の変化といった長期的視点をもって、市の人口及び財政事情に合った施設規模となるよう公共施設の総量の適正化を図ること。	
	公共施設マネジメント	公共施設の維持管理・更新に莫大な費用が見込まれるなか、自治体経営の視点から公共施設を総合的に管理運営及び有効活用する取組み。市では、費用を削減するだけでなく、公共施設に新たな付加価値を加え、都市としての魅力向上につなげていくことを目指す「未来志向の公共施設マネジメント」に取り組んでいる。	
	高齢化率	65 歳以上の高齢者人口が総人口にめる割合のこと。	
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保する機能を持つ仕組み。	

か 行	こども家庭センター	子どもと家庭に関する総合的な支援をめざして設置され、育児の不安や家庭での子育て相談のほか、児童虐待や子ども自身の悩みにも応え、地域の子育て支援活動の推進をめざす機関。	
さ 行	災害レジリエンス	レジリエンス(resilience)とは、回復力、復元力を意味する。いかなる災害等が発生しようと、人命を守る行政機能を継続し、施設等の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興のために強くしなやかな地域づくりを進めていくことが重要となる。	
	再生可能エネルギー	電気へと変換が可能なエネルギー源で、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスほか従来の化石燃料に替わり永続的に利用可能なもの。	
	財政調整基金	大幅な税の収入があった場合などに積み立て、予期しない収入減少や支出増加が生じたときに取り崩すことにより、年度間の財源の不均衡を調整するための基金。	
	ジェンダー平等	すべての人が、その性別にとらわれることなく、あらゆる場面で、互いの人権を尊重し、自らの意思で行動し、等しく責任を担い、思いやりを持って生きられること。	
	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。	
	指定管理者制度	多様化・高度化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営について、期間を定めて、民間事業者等を指定し、その発想とノウハウを生かした多様で質の高いサービスを提供する手法。	

さ 行	児童発達支援センター	発達に遅れのある又は障害のある子どもを通所させ、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などをを行うとともに、家族が安心して子育てができるよう、家族への支援を行う施設。	
	市民アンケート	市のさまざまな行政サービス、事業の成果や実績等を把握するため、例年無作為抽出した市民の方にご依頼するアンケート調査のこと。	
	市民大学	市民生活や地域の課題に対応できる学習の場として、地域の人材を講師として講座を行うもの。	
	市民農園	市が農園を借り上げ、市民に貸し出す農地。市民が季節ごとの野菜づくりや園芸を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わう。市民相互の交流やコミュニティづくりにも寄与する目的を持つ。	
	受益者負担	特定のサービスを受ける者に対し、受益に応じた負担を求めること。	
	重層的支援体制	対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制。	
	消費者センター	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理を行う。	
	情報公開制度	「東久留米市情報公開条例」に基づき、だれでも行政文書の開示を請求することができる制度。	
	シルバー人材センター	高齢者の仕事の場として、国や都・市の補助により設立された公益の会員組織。	

さ 行	人口減少社会	時代の推移とともに人口の塊であった世代の高齢化が進み、さらには晩婚化・未婚化等による少子化が同時に進行することで、社会全体の人口が持続的または急激に減少していく社会。	
	人事評価	任用、給与など人事管理の基礎とするために、職員の発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。	
	森林環境譲与税	国から市町村及び都道府県に対し、譲与される。法令で使途が定められており、市町村は森林の整備や担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策等の費用に充てることになっている。	
	ストック	地方公会計制度における、資産・負債のこと。	
	スタートアップ	一般に、新しい企業であって、新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し急成長を目指す企業を指す。	
	生産年齢人口	生産活動において労働の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。	
	生産緑地	市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区。指定されると、農地等として維持するため、建築物の建築等の行為が制限される。	
	成人年齢引き下げ	成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が、令和 4 年4月1日から施行された。	

さ 行	ゼロカーボンシティ	環境省では、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしている。	
た 行	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	
	男女共同参画社会	男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会。	
	地域子育て支援センター	保育士などの専任の職員を配置し、地域の子育て家庭の育児不安などについての相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るための施設。	
	地域子育てひろば	乳幼児親子向けの子育て広場。子育てに関する情報や遊び場の提供、子どもと家庭に関する相談、子育て支援者の連携など、地域の子育て支援事業を行う。	
	地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり。	
	地域資源	市内には湧水のほか文化財、竹林公園をはじめ見どころのある公園等、水と緑や歴史的・文化的価値の高い貴重な地域資源が多数存在している。	
	地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、「医療・介護・介護予防・生活支援」などの様々なサービスを、一体的かつ適切に提供できるような支援体制。	

た 行	地域包括支援センタ	平成18年の介護保険法改正に伴い創設された、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、保健、医療、福祉のさまざまな面から、総合的に相談に応じ、支援していく機関。	
	地産地消	地域生産地域消費の略。地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。	
	地区計画制度	用途地域等を補完し、地区的土地利用などの現況に応じて、道路や公園などの配置、敷地の規模、建物の建て方や使い方などを都市計画として定め、これにより地区の実情に応じたきめ細やかなまちづくりを進めていく制度。	
	地方公営企業法	地方公共団体が経営する地方公営企業が、企業としての経済性を十分に発揮できるよう、その組織、財務、職員の身分取り扱い等について定めるもの。	
	デジタル化	住民の生活利便性向上や自治体職員が効率的・意欲的に働くようになることを目的に、紙中心のアナログから、デジタルへの変換やICT化を進めることによる業務の効率化を行うこと。	
	デマンド型交通	需要応答型交通システムのこと。路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関で事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行方式が存在する交通のこと。	
	テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信技術等を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語で、在宅勤務・サテライトオフィス勤務・モバイルワークの3つの形態がある。	
	電子商取引	インターネットその他のコンピュータ・ネットワークを利用して行われる商取引のこと	

た 行	透水性舗装	舗装内の空隙を利用して路面に降った雨水を、そのまま地中に還元する機能を持つ舗装。	
	特定地域型保育事業	市から確認を受けて定員 19 人以下の少人数で行われる保育事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に分けられる。	
	都市計画道路	都市計画法で定められた都市施設のうち、都市計画決定された道路のこと。	
	都立六仙公園	東久留米市のほぼ中心(中央町三丁目)に位置し、北多摩地域における緑の拠点として計画された 15 ヘクタールの都立公園。	
な 行	ナラ枯れ	カシノナガキクイムシ(カシナガ)が媒介するナラ菌によって、ナラ類、シイ、カシ類の樹木を枯らす樹木の伝染病のこと。	
	二次保健医療圏	一般の医療需要に対応するために東京都が設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保し、医療機関の機能連携に基づく医療サービスや、広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供するための地域的単位。	
	日常生活圏域	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じ定めるもの。	
	ネイチャーポジティブ	生物多様性の負(損失)の流れを止めて正(回復)に反転させること。	
は 行	ハイリスクアプローチ	健診等により疾患の発症リスクが把握された対象者に介入し、リスクを軽減することによって、疾病を予防する方法。	
	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、被害の範囲や程度、及び避難場所・避難経路の位置などを示した地図。	

は 行	パブリックコメント	意見公募手続。地方自治体などが重要な施策などを定める際に、事前に案を示し、その案について広く市民から意見や情報を求めるもの。	
	バリアフリー	物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方。	
	バリアフリー化	障害者や高齢者などが生活を営むうえで、支障がないように、建物や道路などの設計・施工を行うこと。	
	物価高騰	不安定な国際情勢の影響やデフレからインフレへの転換等により、財やサービスの価格が急激に上昇していくこと。	
	ブランディング	地域の特徴を活かした商品及びサービスと、地域そのものが持つイメージを結びつけて差別化し、その価値を高めながら広く認知されるようにすること。	
	プランチ	地域包括支援センターの「プランチ(窓口)」として、センターと連携し、地域で暮らす高齢者を支える機関。	
	分野横断	複数分野の知識や手法を組み合わせて新しい視点や解決策を生み出すこと。	
	平成の名水百選	環境省が選定した全国各地の「名水」とされる 100 カ所の湧水・河川(用水)・地下水。東京都内では「落合川と南沢湧水群」が唯一選定されている。	
	防災 X	市では、SNS「X」による情報発信を行い、防災や防犯、国民保護に関する情報や災害発生時に市からの緊急情報等をお知らせしている。	
	包摂(インクルーシブ)な社会	障害の有無などによって排除されず、社会の構成員の一員として支えあいながら、分け隔てられることなく生活できる社会。	

は 行	防災行政無線	都道府県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用する無線局のシステム。平常時には一般行政事務に使用できる。	
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱される。	
	ポピュレーションアプローチ	対象を限定せず集団全体に健康づくりの情報やサービスを提供するなどの働きかけを行うことにより、集団全体のリスクを低い方に誘導する方法。	
ま 行	(農地の)マッチング体制	生産緑地の貸借について、都市農地貸借円滑化法を活用し、貸したい意向と借りたい意向をマッチングさせ、農地の有効活用を推進するための体制のこと。	
	未収入債権	市の債権は、地方自治法第240条第1項に規定され、大別すると市税、公債権及び私債権に分類される。未収入債権とは、市民等から期日までに支払いが行われず、市の収入とならないもの(滞納状態になったもの)を指す。	
	民間消費	家計、法人企業、NPO 等非営利団体が、財やサービスに対して消費支出する金額やの消費行動そのもののこと。	
	民生・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、児童福祉法によって児童委員も兼ねている。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しており、地域住民と同じ立場で生活や福祉に関する相談に応じ、支援を必要とする住民と関係機関をつなぐ役割を果たしている。	
	無電柱化	電線類を地中に埋設するなどの手法により、地上から電柱や電線をなくすこと。	

や 行	屋敷林	農家などの家屋の周囲に植えられた林。防風・防火など家屋を保護する効果がある。	
	優先整備路線	東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)において選定された、今後10年間(平成28年度から令和7年度まで)で優先的に整備すべき路線のこと。	
ら 行	リテラシー	適切に理解、解釈し、活用する能力のこと。なお、情報リテラシーとメディアリテラシーは、情報とメディアに対応するものであり、情報やメディアに関する理解・操作・判断・選択・表現などの能力や、情報の探索・評価などの能力まで含んでいる。	
	レファレンスサービス	図書館において必要な情報や資料を探す際、図書館員がそれをサポートするサービス。	
	老人クラブ	おおむね60歳以上の方が集まって組織した自主団体。各クラブでは、よろずや大学、社会奉仕活動、生きがい活動、健康増進活動、スポーツ活動を中心に活動を行っている。	
わ 行	ワークライフバランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす概念や取り組み。	
アルファベット順			
	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができる。	

	DX	Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略。デジタル化を進めながら、既存の手法や価値観に囚われず、デジタル技術を活用して地域課題を解決したり、行政サービスのあり方を変革させること。	
	GX	Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略。エネルギー安定供給と経済成長の同時実現に向け、脱炭素化を推進し、クリーンエネルギー中心の経済・社会・産業構造へ移行することによる社会全体の変革。	
	ICT	Information & Communications Technology の略。情報通信技術。IT(Information Technology)はハードウェア、ソフトウェア等の技術そのものを指し、ICTは、人と人、人とインターネットを通信技術によってつなげる活用方法に焦点を当てている。	
	SDGs	国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成されている。	
	SNS	Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して人とつながるサービス。	
数字順			
	2040年	いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、日本の高齢者人口(65歳以上)がピークになるとされている。国の推計では、2040年には、65歳以上の人口が4,000万人に達すると推定されている。	
	5 がん検診	胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診を指す。	

	65 歳健康寿命	現在 65 歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を”健康”と考え、その障害のために要介護認定を受けた年齢を平均的に表すものをいう。本計画には、東京都で出している「要介護 2 以上」の健康寿命を掲載している。 $[65 \text{ 歳健康寿命} = 65(\text{歳}) + 65 \text{ 歳平均自立期間(年)}]$	
--	----------	--	--

東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画

令和8年 月

発 行／東久留米市

編 集／東久留米市企画経営室企画調整課

所 在／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

T e l／042-470-7702 (直通)

F a x／042-470-7804

E-mail／kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp